

## 前回定例会以降の行政の動き

平成 27 年 9 月 2 日  
新潟県防災局原子力安全対策課

### 1 安全協定に基づく状況確認

8 月 10 日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。  
〔主な確認内容〕

- ・ 1 号機 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン動翼取り付け部の点検
- ・ 大湊側高台 大容量放水設備
- ・ 熱中症対策の状況

### 2 安全管理に関する技術委員会

8 月 31 日、平成 27 年度第 2 回技術委員会を開催しました。原子力規制庁から「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析中間報告書（原子力規制委員会）」についての説明がありました。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/genshiryoku/1356771524701.html>

### 3 新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議

8 月 28 日、新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議を開催し、平成 26 年度に実施した柏崎刈羽原子力発電所周辺の環境放射線及び温排水等の監視調査結果について評価をいただきました。評価結果の概要は以下のとおりです。

環境放射線監視調査：発電所からの周辺環境への影響は無視できるものと判断した。

温排水等漁業調査：過去と比較して特異な傾向は認められなかった。

### 4 その他

8 月 18 日：報道発表 [東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました]

8 月 24 日：報道発表 [本日、泉田知事が全国知事会危機管理・防災特別委員長として、原子力規制委員会の田中委員長と面談しました]

**東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました**

本日、県が東京電力(株)に請求している福島原発事故に伴う損害賠償額について、一部支払いを受けましたのでお知らせします。残りの請求額については、協議を継続中です。

**1 今回の受領額**

15,687,060円 (平成27年8月18日受領)

(	平成22,23年度発生経費	一般会計分	15,553,080円
	平成24年度発生経費	一般会計分	133,980円

**2 受領額の内容**

福島県への職員派遣に係る経費等

**3 その他**
**(1) 請求及び受領の状況**

(単位:円)

発生年度	請求日	区分	請求額	今回受領額	受領額累計	備考
H22・23	①H24.12.26 ②H25.3.29	一般会計	364,653,719	15,553,080	267,327,610	
	①H24.12.26 ②H25.3.29	工業用水道	391,587,383	-	382,814,716	
	H24.12.26	流域下水道	5,073,703	-	5,073,703	
		小計	761,314,805	15,553,080	655,216,029	
H24	①H25.12.3 ②H26.9.18	一般会計	275,570,716	133,980	64,122,506	
	H25.10.24	工業用水道	580,922,144	-	579,960,603	
	H25.10.24	流域下水道	1,139,775	-	1,139,775	
		小計	857,632,635	133,980	645,222,884	
H25	H26.9.18	一般会計	251,266,174	-	3,328,700	
	H26.9.18	工業用水道	239,161,758	-	237,649,716	
	H26.9.18	流域下水道	844,410	-	844,410	
		小計	491,272,342	-	241,822,826	
		合 計	2,110,219,782	15,687,060	1,542,261,739	

(2) 今後費用の発生等が確認できたものについて順次請求します。

本件についてのお問い合わせ先 放射能対策課 企画調整係長 石川 (内線) 6462 (直通) 025-282-1698
---

**本日、泉田知事が全国知事会危機管理・防災特別委員長として、原子力規制委員会の田中委員長と面談しました**

本日、10時30分から11時まで泉田知事が、全国知事会危機管理・防災特別委員長として、原子力規制委員会の田中委員長と面談しました。

議事録（※速報版）は、以下のとおりです。

なお、要請書等の資料は、別添のとおりで。

・議事録（※速報版：後日、内容が確定したものを公表します）  
知事 よろしく申し上げます。

本日は全国知事会危機管理防災対策特別委員長として知事会での緊急決議と要望のお願いに参りました。

どうぞよろしく申し上げます。

それでは冒頭まず10分ほど私からご説明をさせていただきたいと思っております。

本日委員長のところにお邪魔をする前に山谷防災担当大臣、そして望月原子力対策の担当大臣のところにも要望に行ってまいりました。お二人からは今日田中委員長にご説明する部分については、規制委員会の所管なのでお伝えをしておくということでしたので、是非、今日の要望のところは田中規制委員長のところ受けていただければと思っています。

西川知事との役割分担で言いますと、西川知事は原子力発電所の安全確保ということでIAEAの深層防護の基準で1から3層まで担当で、あえて言えば私は危機管理防災対策特別委員長ということで事故が起きた後どうするかという4層、5層の部分担当だというふうにご理解いただくとわかりやすいかなと思います。

それでは、まず、いろいろ書いてありますので中ご覧いただきたいのですが、防犯一般のところの中の6ページの4のところ原子力災害対策になっております。ポイントだけご説明、要望をさせていただきたいと思っております。

まず、災害対策、それから原子力防災を考えるときに何も無いときに原子力発電所が事故を起こすということはあってはならないということだと思っております。これはしっかり是非やっていただきたいと思っております。そうは言いながら原子力発電所事故を起こす確率が高いのは、例えば地震だとか津波だとか、災害と一緒になったときにやっぱり事故は起こしやすいだろうと。アメリカなんか見ますと、航空機テロを含めて原子力発電所の事故を防止するというのが検討されています。残念ながら日本は、この災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法、この二つの法律が別立てになっているということから、うまく機能しない例というのがあります。ポンチ絵にしてみましたので、ファイル挟んでありますのでご覧いただきたいと思っております。1枚目の所に、原子力災害対策特別措置法、事故が起きると左上の所から、これは自治体の災害対策本部を真ん中に書いてありますけれども、放射性プルームから住民を守るために基本的に5kmから30km圏、屋内退避指示が出るという指針になっています。一方、災害対策基本法、これは国には権限がなく基本的には市町村長が危険なところを、対策をとるということになります。新潟も地震何度も経験しているんですが、例えば山古志村、直接危険がなくても、補給ができない、通信がとれないとなると避難所から避難をしていただくということも判断しなくてはいけないのですが、屋内退避指示が出ている中で、果たして通常災害からの避難指示をどうしたらいいのかっていう判断ができるんだろうか。国が個別の自治体の状況を判断するのは難しいということもありますし、一方で原子力の基礎知識というものを全ての市町村が持つというのも厳しいところがあるというところ、これは法体系をぜひ整備をして判断できるような体制にしていけないかというのが一点目のポイントです。

次に二つ目の4の（2）の2、ご覧いただきたいと思っております。これは高線量下での災害対応ということなんです、これもポンチ絵にしてみましたので2の1をご覧いただきたいと思っております。事故が起きたときに5kmから

30km圏においては屋内退避指示が出ている中で、例えば地震ですと高速道路を復旧させるのに10時間ぐらいでやるんですが、建設事業者がいなくて、こういう工事ができません。ところが労働安全衛生法では労働災害の発生の急迫した危険が有るときには直ちに作業を中止して、労働者を作業場から退避させるということが定められていますので、これを対応しないと事業者が罰せられるという可能性がある法体系になっています。緊急時に例えばヨウ素剤を配布するとか、バスの運転手さんを確保する、トラックで物資を運ぶというときは労働安全衛生法上の制約が関わって、屋内退避指示を受けているところにどんどん人を送り込むというのは難しいという法体系になっています。緊急時においてどう対応するのかというところを整理されておりませんので、是非このあたり、労働法との関係を整理するような法体系の整備を勧告していただけないかというお願いであります。

もう一枚、ヨウ素剤の配布のところも大変悩ましいというところで、もう一枚はぐっていただくとヨウ素剤のポンチ絵ありますよね。ご覧いただきたいのですが、福島事故はベント判断まで約8時間半ということでした。そうしますと、この5kmから30km圏、現在の指針においては、配布の準備ということになるのですが、基本的にはヨウ素剤の配布は、飲んでから放射性物質の到来に備えるということの効果が出るというふうにいわれておりますので、事前に配らなくてはいけない。新潟県の場合で申し上げますと半径30km圏内に40万人の人が居住をしています。ここに数時間で配るというのは、極めて難しいという現実があるわけですし。そうするとこれ、事前に配布をするときに内閣府では、放射性物質が流れていく方向に重点的に配ると。それも実測値で数値が上がってから配るということをやっています。これは事前に服用が望ましいものについて実測値で数値が上がってから配るというような指針を作られると、住民の健康、安全を守ることになり極めて障害になっているという状況です。さらに複合災害で道路等が渋滞している中で一体そんなことができるのかというような問題もありますので、ヨウ素剤の配布も現在の指針に大きな課題があるということなので、このあたりの対処をお願いしたい。これに関連して4の(2)の力、ということにありますし、それから知事会での緊急要望というものも1枚お付けしました。この後段の部分なんですけど、骨太の方針の中で原子力災害モニタリング対策の強化を推進するというようになってるんで

すけども、現在の指針に基づいて、実測値によって避難の判断をするという場合、ヨウ素剤の配布に問題が生じると、すなわち被ばくしてからヨウ素剤を服用すべきというようなメッセージになってますし、それから被ばくを前提に避難指示を出すということになると住民理解を得ることが困難ということも予想されますので、ぜひSPEEDIと何らかの予測を活用する仕組みを構築していただけないかと。これは外国の例をみますと米軍でも使っています。フランス、ドイツ、英国でも予測手法を導入されておりますので、日本だけ、それも住民だけ使えないという指針のまま行かれますと、やはり住民理解を得るというのは困難ではないかということだと思っています。ぜひとも原子力規制委員会、専門家が揃っていますが、実際の避難とか現場の状況をわかっている委員の方がおられないという状況ですので、現場の地方自治体の声を聴く仕組み、これを作って対策を講じていただけないかということでもあります。

最後になりますが、4の(2)のキであります。こちらの方は、地方自治体が例えば火山があるところがあるかもしれません。津波対策が必要なところ、道路が一本しかないところ、避難経路が複数あるところ、様々な事情を抱えているわけでありまして、こういったところがそれぞれ防災対策を行うときに場合によっては、30km圏外の対策が必要な状況ということで、検討している自治体もあります。こういったところで原子力防災の対策を進めるための十分な財源措置をぜひ国の中で求めていただけないだろうかというふうに思います。また今はかいつまんでご説明しましたが、解決しないといけない課題というのが多々含まれていますので、ぜひ知事会と通常、定期的に恒常的に協議をしていく場、これを設置していただけないかと。これは今日の最大のお願いです。残念ながら全部説明しきれませんので、この協議の場を作った上で、対策を作っていただけないかというお願いであります。私の方からは以上です。

田中 ありがとうございます。私もこれ事前に読ませていただきまして、ご要望の趣旨は理解したつもりであります。今日、限られた時間ですけども、少しお話しさせていただければと、今知事からお話があったので。

まず、複合災害での原発事故が起きた場合どうするのかということで、福島事故がそういう状況だったと思います。非常に複合災害をどういうふうにか考えるか、どういうケースを考えるかというのは非常に難しいとこ

ろがあって、法体系で全部一律に決められるかどうかというところは、どちらかという、先ほど山古志村の話も出ましたが、地方の首長の判断が相当影響してくると思うんです。その場合に、適切な原子力サイドの放射線の影響とかを含めて、できるだけ詳細に状況をお伝えして、最終的には、首長、知事とか市町村長の判断で避難ということになると。もちろん、具体的なオペレーションに対しては、国を挙げて支援をしていくのは当然と考えています。法体系ということになるとちょっと今具体的なイメージはわかりませんので、もう少し検討させていただければと。

知事 質問よろしいでしょうか。

田中 はい。

知事 法の部分で、以前委員長が、防災・避難計画を作る、そのこと自体は規制委・規制庁の仕事ではないのと、発言をされていると承知しています。一方で、今ほど説明をしたとおり、原子力災害対策指針には事故が起きたときにどうするかという指針も書かれていて、計画を作る際に労働安全衛生法と原子力災害対策指針の矛盾があって、実際作れない状況になっているということでもあります。大臣からも、規制庁の仕事なのでお伝えしておきますと、山谷大臣からも望月大臣からも言われていますので、このあたりの仕事は規制庁の仕事と理解してよろしいでしょうか。

田中 いえ、必ずしもどうか、そのことは私がここで一存で決められることではないと。少し検討させていただきますけれども、労働安全衛生法自体は厚生労働省の所掌業務だと思いますので、そういったところと良く協議しなきゃいけないと。

知事 勸告権の行使をしていただけないでしょうか。

田中 勸告権は、もちろん法的には私どもも持っていますけども、やたらとそれなりに意義がある勸告でない、勸告したけれど、一応勸告しただけで終わるのはちょっと、私としては本意ではありませんので。

知事 是非、国の中でがんばってください。

田中 それから、ヨウ素剤配布のことで、UPZ内のやりかたですが、これは、実測値で配布・服用を決めるのではないですね。私は、少なくともそういう判断をするつもりはありません。プラントの状況を踏まえて、服用とかそういうことをしていただくと。配布の方法については、40万人の方に数時間で配るのは不可能だというのはたぶんおっしゃるとおりだと思います。

そういった場合にはどういうやり方が一番適切なのかは、是非知事の方でもご検討いただいて、最も適切なやり方でやっていただくのが一番良い。ただし、ヨウ素剤は副作用ゼロではないので、是非そういう場合には、地域の医師も指定しているので、そういったところと相談していただくのも大事だと考えるので、そういったところで取り組んでいただければと思います。

知事 内閣府からは、自然災害ではなく原子力災害の担当職員からは、風が流れていく方向にまずは集中して配るという説明を受けているんですよ。そうすると、SPEED Iが指針から削除されている。今委員長が言われたとおり、事前にヨウ素剤を配布する仕組みを考えていくうえで、一方で内閣府は風が向かっていく方から先に配ると言い、かたやSPEED Iは対応から削除すると、ということになると、自治体としては対応に困ってしまうので、是非このあたり対応をお願いしたいのですが。

田中 SPEED Iの話は先日の西川知事の時も出てるんですが、SPEED Iの前提ですね、SPEED Iで評価するのか、風向きで拡散を計算するだけですから、風向きが一定で安定していることと、SPEED Iの場合は絶対値は評価できません。ソースタームは事故時にはわかりませんので。そうするとやはりSPEED Iでの避難は基本的にやはりいろいろな混乱のもとになります。防災対策を取る必要がなくてもそういったものを出すことによって、色々問題が起きますので、その辺も考えていく。ただ、避難計画を作るうえでのシミュレーションであれば、我々も原子力災害対策指針を作るときにはオスカーとかそういうのを使って、どの程度になるかということを経年の・・・を見ながら決めているので、自治体、知事会がSPEED Iを使うということならそれはそれで結構だと思います。私は否定するつもりはありませんけれども、一番の眼目は、住民の被ばく量をできるだけ少なくして、福島の実験を踏まえると、避難に伴う二次的な犠牲者を出さないこと。1F事故の最大の教訓は、二次的な犠牲者を大勢出してしまったことだと思うんです。そういったことも踏まえ、屋内退避とか待避所も準備していただくというのが今回の原子力災害対策指針の眼目になっていますので。これで完璧と申し上げるつもりはないんですが、そういう趣旨を十分に生かしていただいて各地域の特性に応じた最もよいと思われるものを知事が中心になって計画を策定いただければと思います。

知事 今、委員長から説明いただいたのは、避難での犠牲者を減らす観点ですが、私が申し上げたのは、ヨウ素剤を配布するときになるべく短時間でどう配布するかという観点でも必要だと申し上げています。どちらの方向に拡散していくのか、气象台からもらう風向きは確かにあります。新潟県の訓練でも、風向きだけ見ても、どの地区を優先して配ったらいいのかという判断は難しいのです。絶対値はわからなくともまずこの地区を優先するという参考情報として、SPEED I の情報をいただけないと的確な配布が困難だと思いますが、この辺りはどうお考えですか。

田中 SPEED I を使ったか、風向きでヨウ素剤を配るのは基本的に必ずしも正しくないと思っています。ヨウ素剤が一番効果的なのは服用して欲しい5、6時間くらいですね。ですから事前に服用していただくのが良いと。我々のシミュレーションだと、屋内に退避することによって、相当ヨウ素の吸入による被ばく量は下げられると評価しています。ゼロということを申し上げるつもりはありませんけども、そういったことと併せて考えていただきたい。ヨウ素剤は事前に本当に必要であれば、こういうやり方では間に合わないと知事をご判断されるのであれば、事前に配っておくということも含めて柔軟に取り組んでいただければいいと思います。

知事 であればですね、指針の中に選択肢として事前配布というものを加えていただきたいと思います。

田中 それはもしそういうふうな強いご要望であれば、指針の改定何度かやっておりますので、いずれ改定の時期には直せばよいのですが、とりあえずは指針にないからといって、指針はそこまで縛っておりませんので、基本的な考え方を指針として示しているの、地域の実情によって、非常にいろいろあると思うんです。山間部とかそういうところもいっぱいありますので、そういうところについてはきちっと早くしておいた方がよいかもしれません。そこは我々全部各地の地域の状況分かりませんので、知事、首長には柔軟に取り組んでいただいた方がよいと思います。

知事 この国の行政の仕組みはですね、国が定めた指針にないと予算が取れないという構造があるんです。配るにもタダで配れないわけですし、定期的に更新をしていかないといけない。3年に1回ずつ更新をしていかないといけないプログラムを書かないといけない。配るための労力のために予算を取らないといけない。指針に書いていないことを、県が独自にやるんで

あれば、自分で予算措置をなささいというふうになってしまうんで、選択肢として書いていただかないとできないっていう行政の仕組みがあるとご理解いただきたいんです。

田中 知事は行政官だったからその辺、私よりもご存じで詳しいんでしょうけれども。私はヨウ素剤とか配布に伴う、いろんな経費については、今年も来年の要求もかなり多いと思いますし、柔軟に対応していただくよう私の方でもお願いします。お金の面でも不可能ということにはならないと思いますし、そういうつもりで私も取り組みたいのでよろしくをお願いします。

あとは地方自治体の声を聴けというのは、全くそのとおりだと思います。是非各地域からこういう方向がいいというのがあれば考えるので、具体的な提案をしていただければ、内閣府防災と私どもでできるだけの対応をしていきたいと思います。

知事会との定期協議というのは、これはなかなか難しい問題で、知事会もたくさんグループがあるようですし、随時、今回は西川知事と泉田知事にひとつの知事会の代表者として、私は今日こういう形でお会いしているのですが、全国の知事さん、ご挨拶は何回かしているんですが、こういう意見交換の場というのは少し工夫しなければならないと思っています。まあ、頭から否定するつもりはありませんけど、すぐに具体化できるかどうかは、ちょっとこの場では即答しかねますので。

知事 ご検討よろしくをお願いします。

知事 あと、実力部隊の整備、フランス等でも設置をしてるのですが、これはいかがでしょうか。

田中 確かにこの東日本大震災とか、阪神とかもそうだったんですかね、自衛隊の方たちも含めて、大きな力になったと思います。アメリカではかなりシステムとして、必ずしもこの間のハリケーンの時にはうまくいかなかったっていうのもあって、日本でどういう仕組みが一番よいかっていうのは、これは少し国全体として考えていかなければならない。これは原子力だけではなくて、全体の災害対策を含めて、考えていかなければならない。その中に、原子力災害の場合にはどういった点について、準備をしておかなければいけないっていうことかと思うんですよね。

知事 ご指摘のとおりだと思います。危機管理・防災特別委員長やってますと、緊急時の仕組みを持っていないということからですね、時間がかかって対

応できないという事例も不断に目撃するというような状況になってまして、それが原子力災害でも同じ状況になっていることだと思います。特に懸念しているのが、250ミリシーベルトを超える被ばくを予想される中で、対応すれば止められるかもしれない。チェルノブイリがそうだったと思います。そういった場合は誰が行くことになるのかという話と裏腹な話になると思いますので、現在のところ250ミリシーベルトを超える被ばくで措置が必要な場合、どういうふうに対応しているのか、情報提供いただけるとありがたいところです。

田中 これはですね、今回まだ正式には効力を発揮してませんが、250ミリシーベルトにさせていただいたのは、1F事故の教訓から、内部被ばくについての配慮が全くしていなくて、内部被ばくが多かったんですね。ですからそのところはある程度コントロールできるだろうということで250ミリシーベルトを厚労省とお話しさせていただいて、一応そういう方向になっているんですけど、それを越える場合、実は非常に難しい判断で、事業者としての責任とかそういうこともありますけど、これを現場の職員に強制しろということではできないわけですから、当然その辺については事前にいろんな事業者としての責任の上で緊急時にどういう対応をするか。ただ、250ミリシーベルトを越える様な事態は起こらないように、基本的には人を交代してやるとかですね、そういうことも含めて、いろんなソフトウェアも含めて、今いろんな我々としてできることは。ただ250ミリシーベルト越えたからといって、すぐに法的に処罰されるとかそういう問題ではありません。250ミリシーベルトでもそうですけど、100ミリシーベルトを越えるような作業をした人はそれなりに医学的なフォローをするとかそういうことを含めてきちっとやっていただくよう、お願いしています。

知事 今の問題はですね、指示を出す側にとっても苦しい問題なんです。たとえば福島事故の時には、福島県からSOSがありましたんでバスとトラックを出しました。でも30km圏内に入ってくれっていう指示出せないんですよ。今の法体系で。ですからここで何とかしなければいけないって時に、指揮官がどう判断するかっていうための法整備がなされていない。そういう中で、その場対応ということになると、また福島と同じようなことになりはしないかということですので、まさに危機管理、緊急時どうするかということ、今日答えはないと思いますけれども、是非検討の上で対策を練

っていただきたいと思います。

田中 今、知事がおっしゃったのは、私お答えしたのは事業者の中の事業者責任の部分と、それから住民に対する国の責任の部分というのを二つ分けて。サイトの外の方についての知事がおっしゃっている課題があるというのは認識しているので、今、内閣府防災の部分で専門部会を立ち上げてどうあるべきかということも含めて今検討を始めているところですので、その様子を見て、また我々としても話したいと思います。

知事 よろしく申し上げます。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課長 須貝

(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

# 新潟県原子力発電所周辺環境監視 評価会議（第63回）次第

日時 平成27年8月28日（金）  
13時30分から15時30分  
場所 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県自治会館別館ゆきつばき

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 報 告

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所の最近の状況について
- (2) 平成26年度柏崎刈羽原子力発電所の運転保守状況及び放射性物質の放出状況について
- (3) 平成26年度環境放射線監視調査結果について
- (4) 平成26年度温排水等漁業調査結果について

## 4 議 事

- (1) 平成26年度の環境放射線監視調査結果の評価について
- (2) 平成26年度の温排水等漁業調査結果の評価について

## 5 そ の 他

- (1) 福島第一原子力発電所の最近の状況について
- (2) 平成26年度県内全域におけるバックグラウンド調査結果について

## 6 閉 会



# 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会

(平成 27 年度第 2 回)

## 会 議 次 第

日 時：平成 27 年 8 月 31 日(月) 13:30～16:00

場 所：県庁西回廊講堂

1 開会挨拶

2 議題

(1) 福島第一原子力発電所事故の検証について

①「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告 (原子力規制委員会)」

②福島原発事故検証の今後の進め方について

(2) フィルタベント設備の検証について

3 その他

4 閉会挨拶

### [ 配 付 資 料 一 覧 ]

資料No. 1-1	東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書 (平成 26 年 10 月 8 日 原子力規制委員会) 概要 (原子力規制庁)
資料No. 1-2	福島第一原子力発電所 1 号機原子炉建屋 4 階爆発の可能性に関する ディスカッション (7 月 13 日) の概略 (田中委員)
資料No. 1-3	課題別ディスカッション課題 2～4 と今後の検討課題
資料No. 1-4	1 号機の非常用復水器 (IC) の操作
資料No. 1-5	3 号機注水系統の切替
資料No. 1-6	メルトダウンの公表
資料No. 1-7	問題のあった報道発表等
資料No. 2-1	フィルタベント設備を使用する事故想定について
資料No. 2-2-1	東電シビアアクシデントシナリオに関する予備的な議論 (2 回目) の報告 (鈴木委員)
資料No. 2-2-2	格納容器ベントの設計に関する意見と質問 (佐藤委員)
資料No. 2-3	フィルタ装置の閉塞評価について (東京電力)

## 「地域の会」委員質問への回答

### 1 質 問

(新潟県に対する質問)

県知事をはじめ、様々な方々がその知見を抛り所としている新潟県技術委員会ですが、もう少しどういった活動をし、どういう進捗で色々な懸案事項を解決すべく進んでおられるのか、地域の会で定期的にかつ分かりやすくご説明頂く事は出来ないのでしょうか

### 2 回 答

技術委員会の活動についてですが、これまで「前回定例会以降の動き」の中で開催の報告を行ってきました。

議論は専門的な事項についての確認を行っており、必ずしもその都度結論が出る性質のものではありませんが、議論がまとまった事項については、それを国や東京電力に要請を行うなどして、地域の会でも報告させて頂いております。

技術委員会の議論の状況について、議論の経過も含め、なるべく分かりやすく説明してまいりたいと思います。

# 原子力災害に備えた 新潟県広域避難の行動指針

---

(Ver. 1 H26.3月)

新潟県柏崎刈羽原子力発電所における原子力災害に備えて、広域避難を含む防護措置等について現時点における考え方を整理したものである。

この後、関係諸法令、原子力災害対策指針、地域防災計画等の改正、または市町村・関係機関と引き続きの検討結果により随時、更新するものとする。

**新 潟 県**

# 新潟県広域避難の行動指針について

## 1. 「新潟県広域避難の行動指針」について

県は、福島第一原発事故等を踏まえ、平成24年8月、県地域防災計画（原子力災害対策編）を改定しました。

その後、福島第一原発事故の避難の状況を踏まえ、市町村・関係機関と広域避難のための課題（参照：次頁）についての検討を続けてまいりました。

広域避難をめぐる諸課題の検討を踏まえて、本「新潟県広域避難の行動指針」を策定いたしました。

## 2. 避難等に関する様々な課題

福島第一原発事故のような過酷事故が起きた場合の防護対策には、未だ検討を必要とする事項が多数あります。

例えば、現在、高線量下での民間人の労働のあり方など国レベルでの検討が進んでいない状況<sup>※1</sup>や、避難と原発のフィルターベントの運用手順との整合性などが確認されていない状況<sup>※2</sup>があります。

また、要配慮者の避難体制など今後も十分な検討を必要とする課題もあります。

その他、講じるべき防護措置の判断基準についても今後さらに議論が必要な状況です。

## 3. 原子力防災関係者の情報共有の必要

一方、原発は停止していても事故の可能性があります。

このような状況においては、県、市町村、関係機関等がその時々で最新の基本的な情報、考え方を共有し、万が一の事故に備えておくことが必要です。

## 4. 「新潟県広域避難の行動指針」の随時更新

本「新潟県広域避難の行動指針」は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後も随時更新を行っていく予定です。

上記2のような課題が解決され次第、本「新潟県広域避難の行動指針」も随時内容を更新し、常に関係者と共有してまいりたいと考えています。

いざ事故の時には実際の防護措置に役立つよう、引き続き、市町村、関係機関と検討を重ね、情報共有に努めてまいります。

平成26年3月  
新潟県

※1 「原子力発電所の安全対策及び住民等の防護対策について」平成25年4月22日

※2 「柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合申請に係る条件付き承認について」平成25年9月26日

## 【福島事故以降の「防護対策」に関する検討等】

- 国：● 「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について  
（中間とりまとめ）〈平成 24 年 3 月 22 日〉
  - 原子力災害対策指針〈平成 24 年 10 月 31 日策定〉  
（平成 25 年 2 月 27 日全部改正）  
（平成 25 年 6 月 5 日全部改正）  
（平成 25 年 9 月 5 日全部改正）
  
- 県：● 柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方（事務局暫定案）  
〈平成 24 年 4 月〉
  - 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）〈平成 24 年 8 月修正〉
  
- 新潟県広域避難対策ワーキングチーム：  
以下の 10 課題を 10 チームで検討〈平成 24 年 11 月 28 日～〉
  - ① 情報伝達・双方向の在り方  
・・・県、市町村及び住民との情報共有の仕組みの検討 等
  - ② 避難先の事前マッチング  
・・・P A Z と U P Z 市町村と受入市町村のマッチング
  - ③ 避難ルート、広域移動手段（屋内退避のあり方を含む）の検討  
・・・災害時の高速道路を含めた道路の利用、避難方法の検討 等
  - ④ スクリーニング体制の整備  
・・・スクリーニング体制や人員確保の検討 等
  - ⑤ 緊急時モニタリング体制の整備  
・・・緊急時モニタリング実施範囲の拡大に伴う資機材 等
  - ⑥ 受援体制のあり方  
・・・スクリーニング、モニタリング等の応援要員の検討 等
  - ⑦ 受入時の避難者対応、自主避難者への対応  
・・・避難者数の把握、受入市町村への伝達、自主避難者の把握 等
  - ⑧ 安定ヨウ素剤の取扱い  
・・・配布、服用基準の検討 等
  - ⑨ 災害時要援護者等  
・・・災害時要援護者の受入施設の調査 等
  - ⑩ 物資の調達、配送及び備蓄等の在り方  
・・・物流の確保、配送方法及び備蓄等の検討 等
  
- 市町村による原子力安全対策に関する研究会※：  
実効性のある避難計画（暫定版）〈平成 24 年 11 月 2 日〉  
… 福島事故の教訓や知見を最大限に活かしながら、「避難・屋内退避・避難者の受入に対  
する共通の考え方」を整理し、平成 24 年 11 月時点で、暫定版としたもの。

※ 原子力災害から市民生活の安全安心をめざし、県内の自治体が連携し  
原子力安全対策に関する任意の研究会

## < 目 次 >

- 1 新潟県における原子力災害対策重点区域等 . . . . . 1-1
  - 原子力災害対策重点区域と当該区域の人口
  - 原子力災害対策重点区域以遠の避難施設数と収容数
- 2 避難等の防護措置を実施する基本スキーム . . . . . 2-1
  - 緊急事態の段階及び初期対応段階における対応
  - 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置
  - 放射性物質放出後の防護措置
- 3 緊急時における情報の流れ . . . . . 3-1
  - 事態毎の主な連絡内容
  - 主な情報の流れと通信手段
- 4 原子力災害対策重点区域における全面緊急事態後の防護措置 . . . 4-1
  - 即時避難区域（PAZ）の防護措置の基本的な考え方
  - 避難準備区域（UPZ）の防護措置の基本的な考え方
- 5 スクリーニングポイント（基本的な考え方） . . . . . 5-1
  - スクリーニングポイントのイメージ
- 6 安定ヨウ素剤の配備 . . . . . 6-1
  - H25. 4. 1時点の配備状況
- 7 要配慮者避難の体制 . . . . . 7-1
  - 即時避難区域（PAZ）内の福祉施設一覧
  - 即時避難区域（PAZ）の避難及び屋内退避
  - 避難先調整の仕組み

# 1 新潟県における原子力災害対策重点区域等

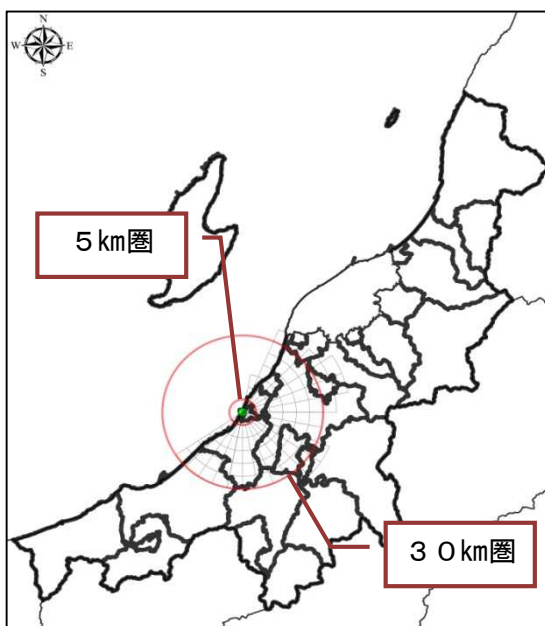
## < 原子力災害対策重点区域 >

原子力災害対策重点区域を含む市町村は、以下の市町村とする。

区 分	範 囲	対象市町村
即時避難区域：P A Z (Precautionary Action Zone) 予防的防護措置を準備する区域	発電所を中心とする半径 おおむね5キロメートル圏	柏崎市 刈羽村
避難準備区域：U P Z (Urgent Protective action Planning Zone) 緊急時防護措置を準備する区域	発電所を中心とする半径 おおむね5～30 キロメートル圏	柏崎市 長岡市 燕市 見附市 小千谷市 十日町市 上越市 出雲崎町

※ 屋内退避計画地域（P P A）以遠については、1－4頁を参照

### 《 参考 》



左図は、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）のそれぞれの目安となる柏崎刈羽原子力発電所からの距離を示したものである。

< 原子力災害対策重点区域の人口 >

平成 25 年 4 月 1 日現在

区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に 充実すべき区域	人口（人）
即時避難区域 (PAZ)	柏崎市	高浜コミュニティ 荒浜コミュニティ 松波地区コミュニティ 南部コミュニティ 二田地区コミュニティ 中通コミュニティ 西中通コミュニティ	16,800
	刈羽村	村内全域	4,900
	小 計（A）		21,700

区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に 充実すべき区域	人口（人）
避難準備区域 (UPZ)	柏崎市	即時避難区域を除く市内全域	74,200
	長岡市	栃尾地域を除く市内全域	260,900
	燕市	市内大河津分水路左岸全域	400
	見附市	市内全域	42,200
	小千谷市	市内全域	38,800
	十日町市	十日町地域の一部、川西地域の一部、 松代地域の一部	7,400
	上越市	柿崎区の全域 浦川原区、大島区、大潟区、吉川区の 区域の一部	16,000
	出雲崎町	町内全域	4,900
小 計（B）		444,800	
合 計（A+B）			466,500

※ 人口の算出条件：100 人単位として、100 人未満の場合は切り上げ

出典：広域避難対策検討ワーキングチーム第 2 班（避難先の事前マッチング）調べ



< 原子力災害対策重点区域以遠の市町村別避難施設数等 >

H25年4月1日現在

市町村名	(1)小中高等学校 体育館			(2)総合体育館等 体育館			(3)その他			小計
	施設数 (箇所)	面積 (㎡)	収容数 (人)	施設数 (箇所)	面積 (㎡)	収容数 (人)	施設数 (箇所)	面積 (㎡)	収容数 (人)	収容数 (人)
新潟市	195	191,309	95,614	10	19,869	9,934	0	0	0	105,548
三条市	39	32,592	10,765	5	7,066	2,318	27	10,448	3,395	16,478
新発田市	41	37,893	22,965	5	4,581	2,775	2	1,294	783	26,523
加茂市	14	14,991	9,085	6	6,068	3,678	0	0	0	12,763
村上市	33	42,153	14,043	11	21,397	7,130	0	0	0	21,173
糸魚川市	24	36,196	21,850	9	12,154	6,800	1	522	310	28,960
妙高市	14	16,017	8,012	7	6,145	3,071	8	2,442	1,095	12,178
五泉市	21	25,865	15,678	8	15,199	9,211	0	0	0	24,889
阿賀野市	18	20,983	12,709	5	16,099	9,757	0	0	0	22,466
佐渡市	39	47,825	28,987	17	29,780	18,049	0	0	0	47,036
魚沼市	15	15,766	8,033	7	5,226	2,613	3	1,330	665	11,311
南魚沼市	31	36,366	22,012	11	10,963	6,632	0	0	0	28,644
胎内市	9	12,094	4,366	4	4,212	1,550	0	0	0	5,916
聖籠町	4	34,653	10,050	5	17,482	5,300	0	0	0	15,350
弥彦村	2	3,057	1,529	2	1,874	938	0	0	0	2,467
田上町	4	3,247	1,967	8	4,668	2,723	0	0	0	4,690
阿賀町	10	12,811	3,378	10	9,479	3,207	0	0	0	6,585
湯沢町	6	3,086	1,780	14	2,639	1,572	0	0	0	3,352
津南町	10	6,174	3,084	1	1,243	621	0	0	0	3,705
関川村	2	9,354	4,363	1	3,665	1,945	0	0	0	6,308
粟島浦村	1	467	165	0	0	0	0	0	0	165
小計	532	602,899	300,435	146	199,809	99,824	41	16,036	6,248	406,507

出典：広域避難対策検討ワーキングチーム第2班（避難先の事前マッチング）調べ

※ 上記の表には、県有施設（県立学校除く）及び民間施設は含まれていない。

## ＜ 屋内退避計画地域（P P A）以遠の対応について ＞

屋内退避計画地域（P P A）以遠について、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、緊急時モニタリングの結果等から避難又は屋内退避の対応が必要な場合には、避難準備区域（U P Z）等と同様の対応を実施するとしている。

屋内退避計画地域（P P A）以遠における防護措置等の対応についても、国の検討結果や即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）の検討を踏まえて、今後検討を進める。

### 《 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編） 抜粋 》

#### 3 屋内退避計画地域（P P A : Plume Protection Planning Area プルーム防護措置実施地域）

半径おおむね30～50キロメートル圏については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、屋内退避や、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する地域とし、計測可能な判断基準のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、必要に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。

なお、屋内退避計画地域（P P A）においても、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合には、避難準備区域（U P Z）と同様の対応を実施する。

#### 4 放射線量監視地域

県内全域については、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域とする。

また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。

なお、放射線量監視地域においても、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、避難準備区域（U P Z）又は屋内退避計画地域（P P A）と同様の対応を実施する。

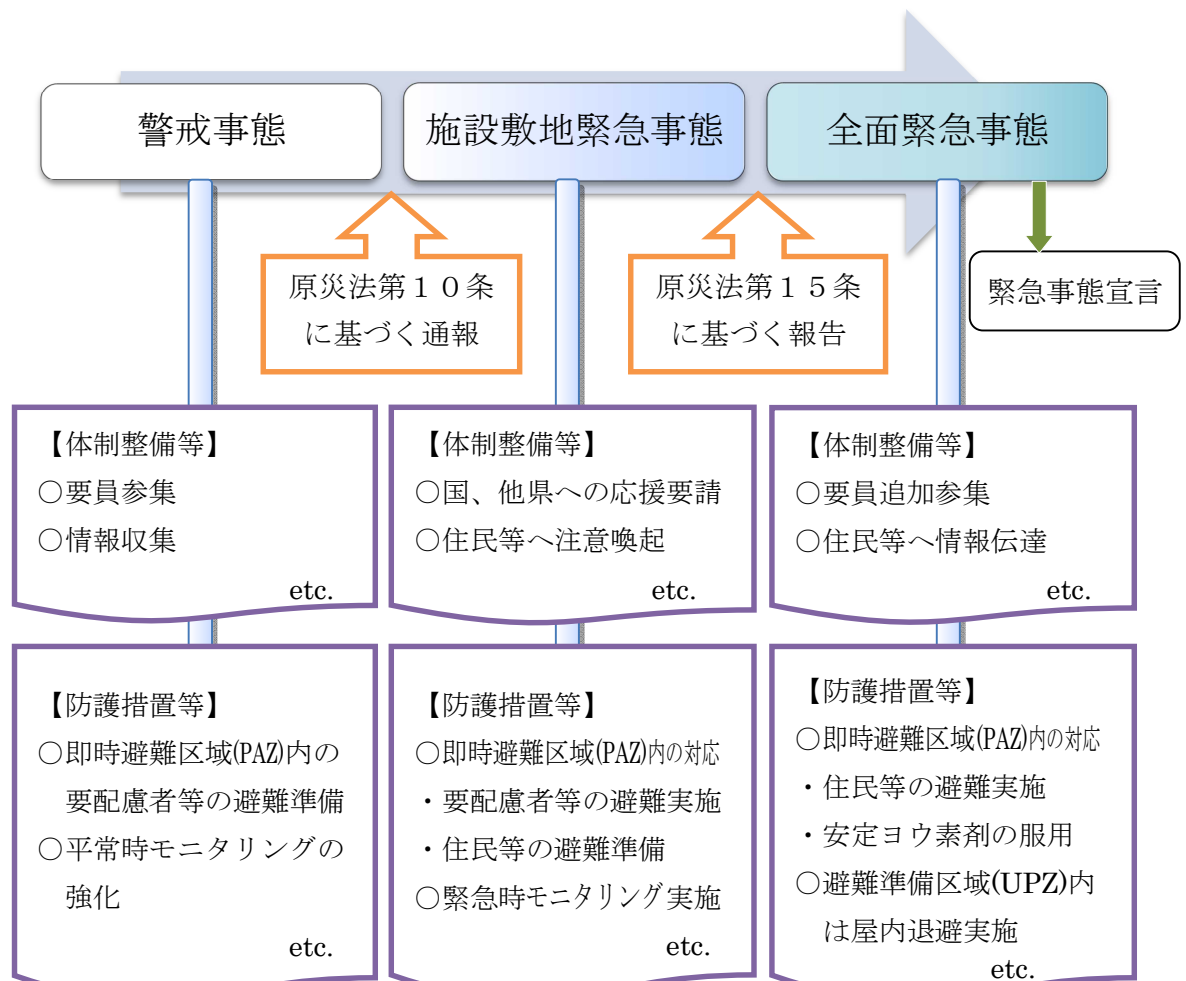
## 2 避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム

### (1) 緊急事態の段階

事態の進展 →			
緊急事態に対する準備	緊急時対応		復旧
準備段階	初期対応段階	中期対応段階	復旧段階
原子力事業者、国、地方公共団体等が行動を計画し、維持し、改善するように、検討等を行う。	放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに確率的影響を最小限に抑えるため、迅速な対応を行う。	環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う。	被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画を策定し、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

### (2) 緊急事態の初期対応段階における体制整備と防護措置等



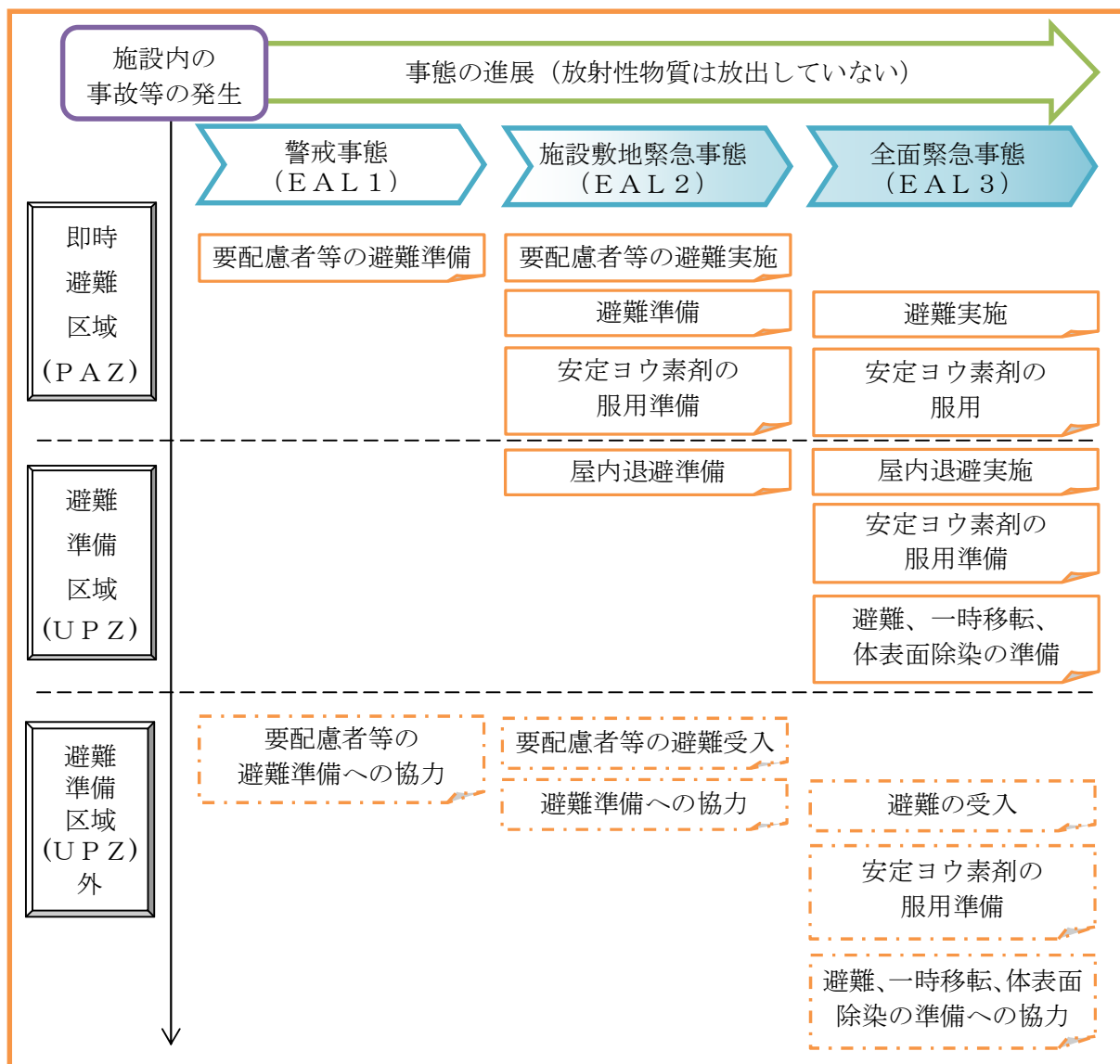
(原子力災害対策指針及び原子力災害対策マニュアルの一部をイメージ化)

### (3) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置

#### ①基本的な考え方

避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期については、原子力災害対策指針に基づき、柏崎刈羽原子力発電所のEALの基準に応じて、段階的に実施するものとする。

《EALに応じた防護措置のフロー》



(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

#### ポイント

- 即時避難区域 (PAZ) における対応
  - 放射性物質の放出前に避難を開始する。
  - 要配慮者等 (施設敷地緊急事態要避難者) は、優先して早期に避難する。
  - 全面緊急事態 (EAL 3) の段階において、避難と同時に安定ヨウ素剤を服用する。
- 避難準備区域 (UPZ) における対応
  - 全面緊急事態 (EAL 3) の段階において、屋内退避を実施する。

## ②現行の原災法等における緊急事態区分及びEAL

EALとは、原子力施設の状況に応じて緊急事態を下表の3つに区分し、各区分における主な事象と予防的防護措置の枠組みを定める緊急時活動レベルのことである。

※下表は、原子力災害対策指針の一部を表にまとめたものであり、EALの具体的事象の設定については、今後、東京電力(株)が原子力事業者防災業務計画に定める。また、表中の例は、原子力災害対策指針の一部を記載したものである。

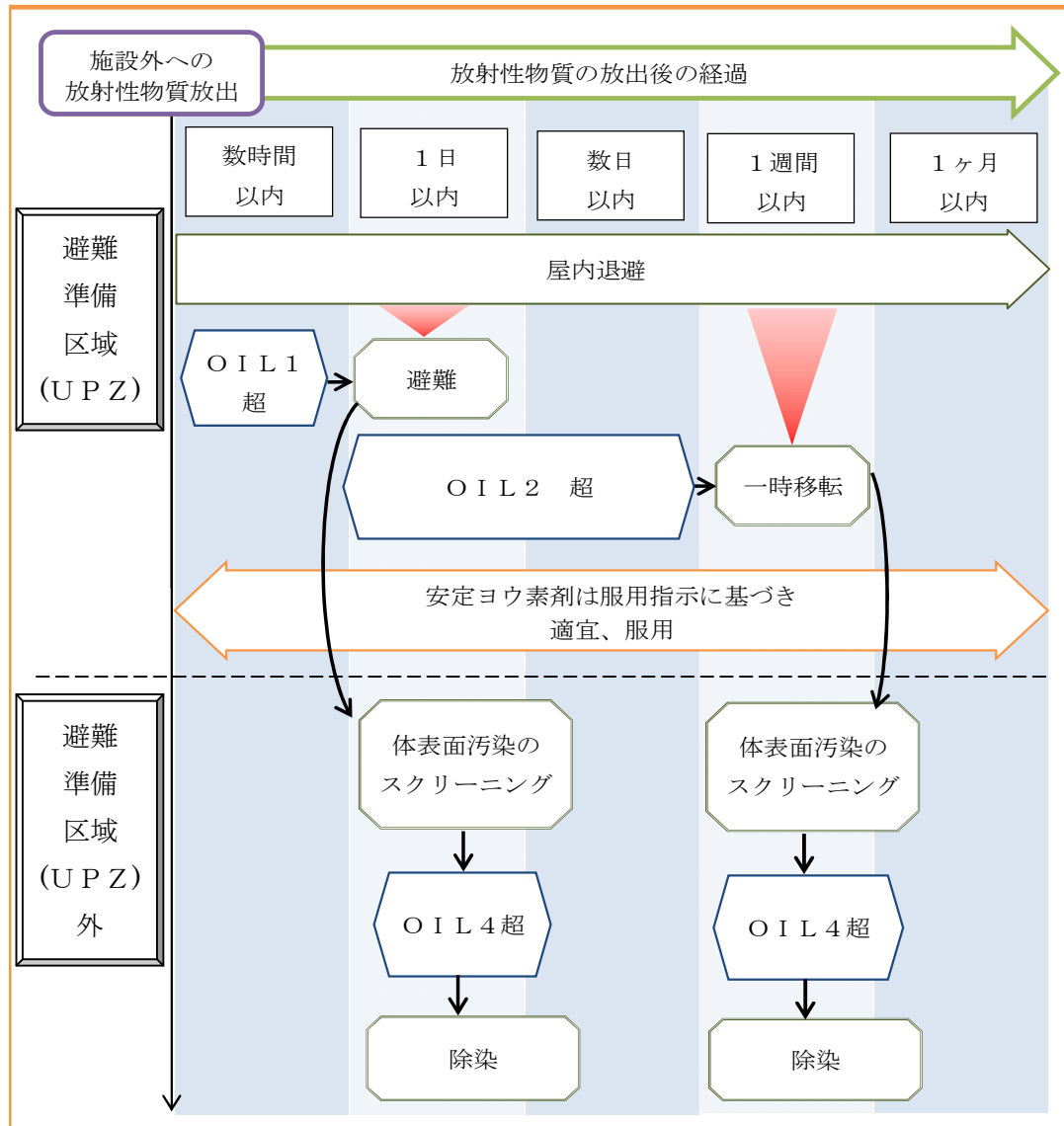
		現行の原災法等における 基準を採用したEAL	緊急事態区分における 措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	<p><b>【EAL1】</b> 原子力規制委員会初動マニュアルの中の特別警戒事象を採用</p> <p>例) 原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済燃料集合体がある場合、当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	<p><b>【EAL2】</b> 原災法第10条の通報すべき基準を採用</p> <p>例) 原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失した場合において、全ての高圧の非常用の炉心冷却装置による注水ができないこと。</p>	即時避難区域(PAZ)内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
	全面緊急事態	<p><b>【EAL3】</b> 原災法第15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用</p> <p>例) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の自動及び手動挿入によって原子炉を停止ができないこと又は停止が確認できないこと。</p>	即時避難区域(PAZ)内の住民避難等の防護措置を行うとともに、避難準備区域(UPZ)及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

#### (4) 放射性物質放出後の防護措置

##### ①基本的な考え方

避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期について、原子力災害対策指針では、放射性物質の緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果をOILの基準に照らし合わせ、必要な防護措置をするものとされている。

《OILに応じた防護措置のフロー》



(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

### ○ ポイント

#### 1 避難準備区域 (UPZ) における対応

- 屋内退避を継続する。

〔 放射線量が測定された場合、測定値に応じて、段階的に避難等の防護措置を実施する。 〕

- 屋内退避中や避難、一時移転の際には国又は地方公共団体の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。
- スクリーニング・除染は、避難準備区域 (UPZ) 外で実施する。

## ②防護措置の実施内容と判断基準

○ I Lとは、放射性物質の放出後、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるように、防護措置の実施を判断する基準として、空間線量率等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルのことである。

※下表は、原子力災害対策指針をまとめたもの。値は、国においてIAEAが公表する導出過程等に基づき今後も検討するとされている。

	基準の種類	基準の概要	〈参考〉 原子力災害対策 指針の値	防護措置の概要
緊急 防護 措置	○ I L 1	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h  (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	○ I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線:40,000cpm $\beta$ 線:13,000cpm [1ヶ月後の値]  (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期 防護 措置	○ I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h  (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物 摂取 制限	飲食物に係るスクリーニング基準	○ I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h  (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	○ I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性核種毎に飲食物の基準値を設定	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

### 3 緊急時における情報の流れ

- 避難指示等の情報の流れがわかるように、情報の内容に応じて連絡系統図を共有する。

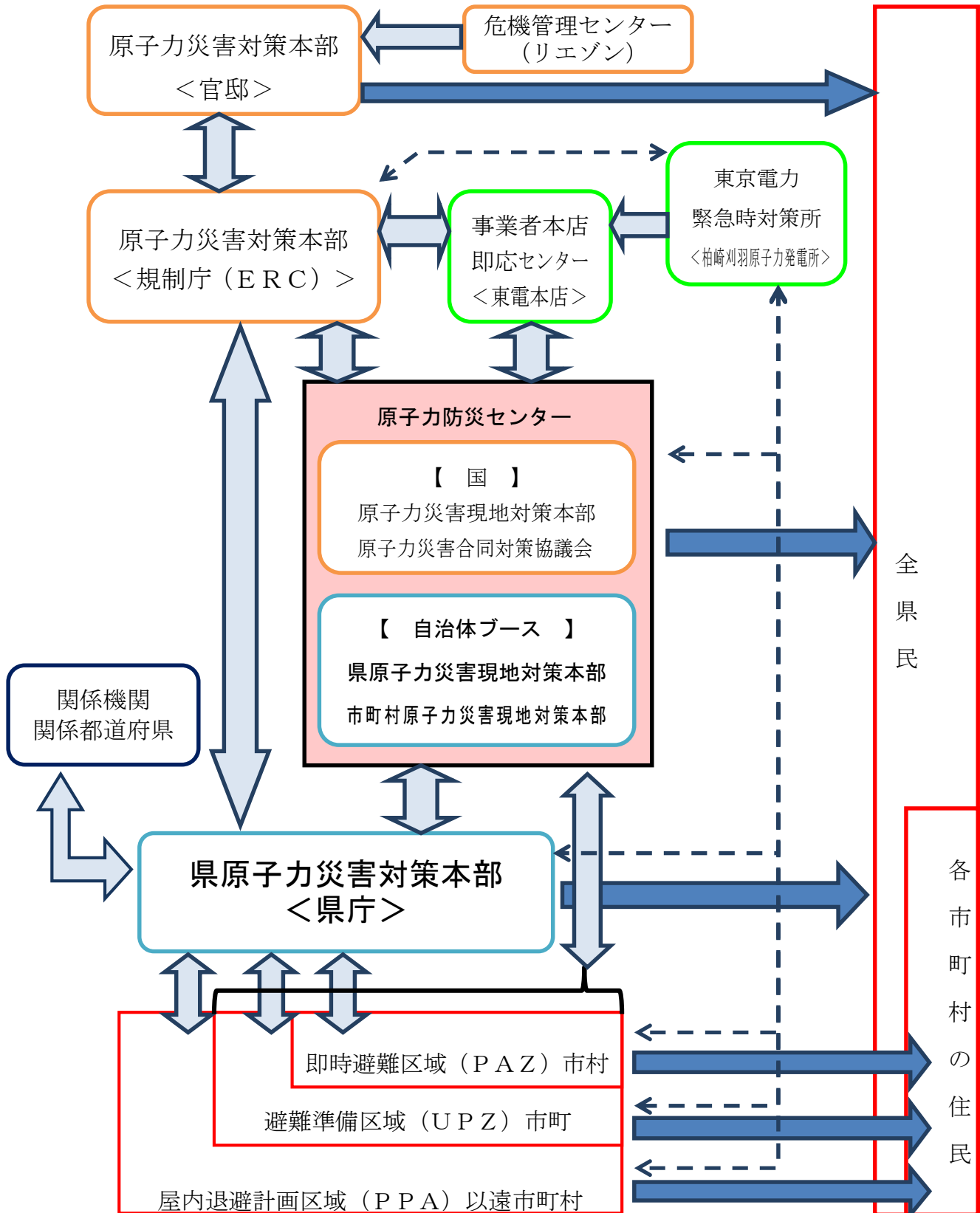
#### <それぞれの事態における主な連絡内容>

事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 (EAL1)	東電	・警戒事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の要配慮者の避難準備要請及びその状況 等
施設敷地緊急事態 【原災法第10条事象】 (EAL2)	東電	・施設敷地緊急事態に該当する旨、 原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域圏内の要配慮者等の早期避難要請 ・避難準備区域圏内の屋内退避準備 等
全面緊急事態 【原災法第15条事象】 (EAL3)	東電	・全面緊急事態に該当する旨、原発等の状況、
	国	・緊急事態発出の連絡、国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・避難準備区域(UPZ)圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難準備区域(UPZ)圏外への避難受入要請及び安定ヨウ素剤の服用準備 等

※ 網掛けの情報が各事態における最初の情報となる。



< 主な情報の流れ >



※ 平成 25 年度 鹿児島県 (川内原発) での国の原子力総合防災訓練の実施要領等を参考に作成  
注) 災害の態様や緊急事態の変化によって、組織名称は変更される。

● **ポイント**

- ◇ 各機関は、通信手段を多重化する。
- ◇ 通信手段は、種類が多い有線 (地上) 系を第 1 手段とする。
- ◇ 有線 (地上) 系の通信手段が使用できない場合は、無線 (衛星) 系の通信手段により通信を行う。

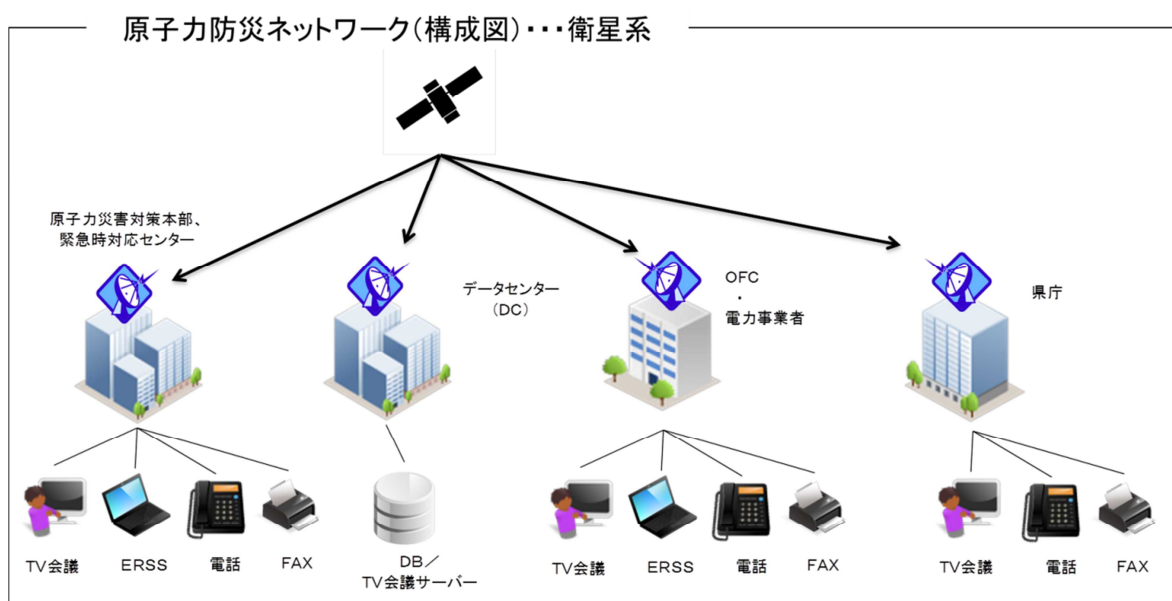
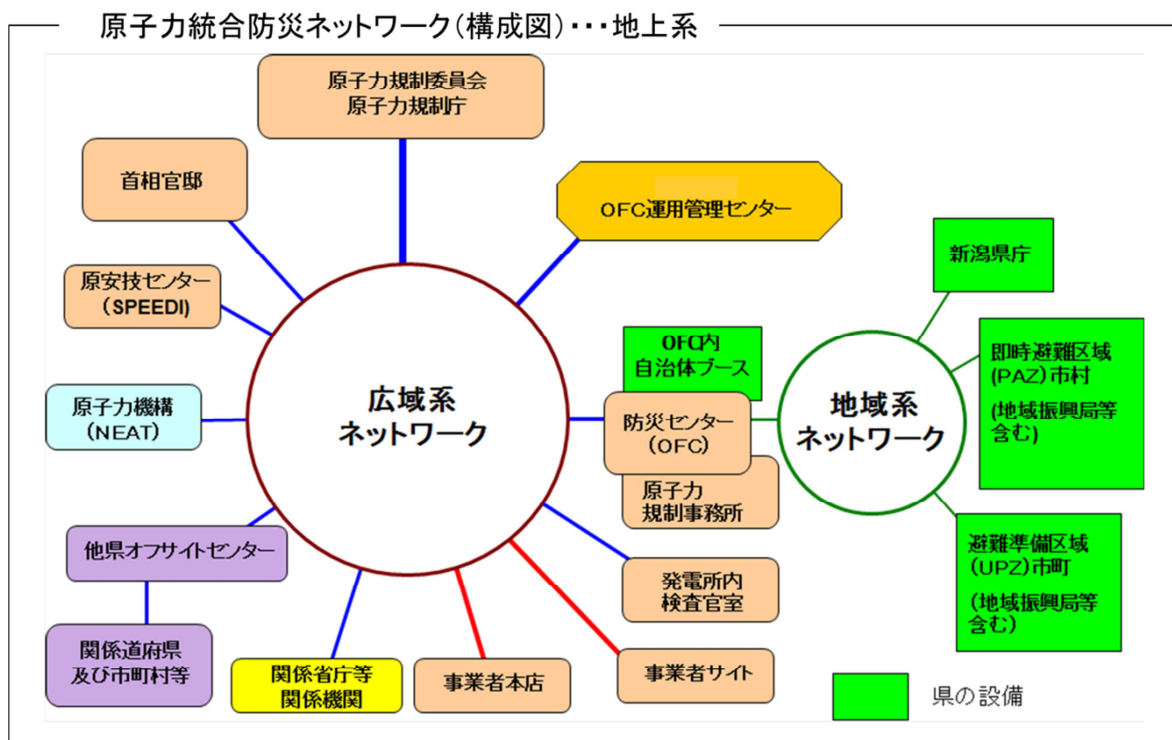
《通信手段》

通信区間	順位	通信手段
国 ⇨ 原子力 防災 センター	第1	有線(地上)系:TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール、電話会議システム
	第2	無線(衛星)系:TV会議システム、専用回線電話、専用回線FAX
国 ⇨ 県庁	第1	有線(地上)系:TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第2	無線(衛星)系:TV会議システム、専用回線電話、専用回線FAX
電力 事業者 ⇨ 県庁	第1	有線(地上)系:<TV会議システム>、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第2	無線(衛星)系:<TV会議システム>、専用回線電話、専用回線FAX、 一般回線電話、一般回線FAX、防災相互無線、《同報FAX》
	注)	< >は、国又は原子力防災センターがホスト役の場合に通信可能 《 》は、電力業者からの一斉送信
原子力 防災 センター ⇨ 県庁	第1	有線(地上)系:TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第2	無線(衛星)系:TV会議システム、専用回線電話、専用回線FAX、 一般回線電話、防災行政無線
原子力 防災 センター ⇨ 即時 避難 区域 市村	第1	有線(地上)系:TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第2	無線(衛星)系:<TV会議システム>、一般回線電話、防災行政無線
	注)	< >は、1対1のパソコンによる通信
原子力 防災 センター ⇨ 避難 準備 区域 市町	第1	有線(地上)系:TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第2	無線(衛星)系:一般回線電話、防災行政無線
県庁 ⇨ 即時 避難 区域 市村	第1	有線(地上)系:TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第2	無線(衛星)系:<TV会議システム>、一般回線電話、防災行政無線、 衛星無線FAX
	注)	< >は、1対1のパソコンによる通信
県庁 ⇨ 避難 準備 区域 市町	第1	有線(地上)系:TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第2	無線(衛星)系:一般回線電話、防災行政無線、衛星無線FAX
県庁 ⇨ 屋内 退避 計画 地域 以遠 市町村	第1	有線(地上)系:一般回線電話、一般回線FAX、一般回線メール
	第2	無線(衛星)系:防災行政無線、衛星無線FAX
県庁 → 県民		ホームページ、ツイッター、エリアメール、テレビ・ラジオ等

※ 上記は、原子力統合防災ネットワークを中心に、主な通信手段を記載したものであり、上記以外にも中央防災無線や地域衛星通信ネットワーク等も活用できる。

※ 上記の表には、市町村から住民への通信手段は記載していないが、防災行政無線、広報車、エリアメール等複数の通信手段を活用。

## 《原子力災害特有の情報伝達・共有のためのネットワーク概要》



### ● ポイント

- ◇ 原子力災害対策重点区域がおおむね 30 km圏に拡大したことに対応するため、拡大したエリアの市町村等において原子力防災ネットワークを活用。
- ◇ 即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）においてTV会議により多地点で同時接続。
- ◇ 福島第一原発事故を踏まえて、県庁は衛星回線によるTV会議も活用。

#### 4 原子力災害対策重点区域における全面緊急事態後の防護措置

- ① 主な防護措置として、避難と屋内退避が重要となる。
- ② 避難先は、避難準備区域（UPZ）外とする。
- ③ 即時避難区域（PAZ）と避難準備区域（UPZ）については、それぞれの避難の基本的な考え方に基づいて避難先候補地を選定

##### （1）各区域の防護措置（避難、屋内退避）

	即時避難区域 (PAZ)	避難準備区域 (UPZ)
放射性物質の放出前 (EALに応じて 防護措置)	即時避難	屋内退避
放射性物質の放出後 (OILの考え方 に基づき防護措置)	/	屋内退避を継続
		放射線量率の測定結果等から必要に応じて、避難指示の発出された地域が避難を実施

#### ● ポイント

- 1 即時避難区域（PAZ）の防護措置
  - 一斉に避難するため、避難パターンを決める。
- 2 避難準備区域（UPZ）の防護措置
  - 一定期間の屋内退避後、放射線量率の測定結果等から特定される地域が避難する。災害の態様によって避難指示地域の形は様々であるため、避難パターンを複数検討する。

## (2) 即時避難区域（PAZ）の防護措置（避難）の基本的な考え方

即時避難区域（PAZ）においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するために、放射性物質が環境へ放出される前の段階から、事態が以下に示す区分のどれに該当するかを国が判断した後で、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

### ① 事態区分及び予防的防護措置の内容

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施
施設敷地緊急事態 (EAL2)	施設敷地緊急事態要避難者は、避難を実施 ----- 全住民は、避難準備を実施
全面緊急事態 (EAL3)	全住民は、避難を実施

### ② 即時避難困難時の対応

即時に避難が困難な住民等は、適切な避難手段が確保されるまで放射線防護機能を有する施設に屋内退避する。

### ③ 避難手段

自家用車を始め、あらゆる手段を用いる。

### ④ 避難先候補地の選定

- 避難先は、地域防災計画上複数設定するとされており、災害の種類や状況、規模及び風向等に応じて選択
- 柏崎市、刈羽村の避難先は、基本的に県内の避難先としつつ、50km圏外の避難先を確保
- 避難準備区域（UPZ）の避難先よりも遠い地域に確保  
※ 先行避難する即時避難区域（PAZ）の車両により生じる渋滞（高速道から降りるIC等）が、その後避難準備区域（UPZ）が避難を要する場合に、後行の避難に影響を与えないようにするため。
- 避難準備区域（UPZ）において避難が必要となる場合を想定しながら、まずは県内での避難先を選択するものの、避難準備区域（UPZ）の避難指示地域が広域に及ぶ場合には、近隣県への避難も選択肢として調整。

《 方面別避難先候補市町村一覧 》

避難先（受入）方面	避難先（受入）候補市町村
新潟・村上方面	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、関川村
魚沼・湯沢方面	魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
糸魚川・妙高方面	糸魚川市、妙高市
佐渡・粟島方面	佐渡市、粟島浦村

《 以下の表についての留意事項 》

- 避難先については、災害の態様によっては県内だけでは避難施設の十分な確保が困難な場合に備えて、今後、近隣県への避難について調整。
- 避難経路については、迂回ルートも含めて今後も検討を行う。

【即時避難区域（PAZ）の避難先候補市町村】

(H26.3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
柏崎市	高速道路、国道 116、 国道 352、国道 402	新潟・村上 方面	村上市
			魚沼市
	国道 8、高速道路、 国道 252、国道 291、 国道 253、国道 17	魚沼・湯沢 方面	南魚沼市
			湯沢町
			津南町
高速道路、国道 352～ 国道 8～国道 18	糸魚川・妙高 方面	妙高市	
		糸魚川市	
		近隣県（要調整）※	
刈羽村	高速道路、国道 352 国道 116、国道 402	新潟・村上 方面	村上市
			糸魚川市
	高速道路 国道 116～国道 8	糸魚川・妙高 方面	
		近隣県（要調整）※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

- (3) 避難準備区域（UPZ）の防護措置（屋内退避、避難）の基本的な考え方  
 避難準備区域（UPZ）においては、事態区分「全面緊急事態」で予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。また、放射性物質の緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準と照らし合わせた上で、必要な防護措置（屋内退避、一時移転又は避難）を実施する。

①事態区分及び予防的防護措置の内容

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 (EAL1)	防護措置の準備・情報収集
施設敷地緊急事態 (EAL2)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (EAL3)	屋内退避の実施

②原子力災害対策指針における基準及び防護措置の内容

運用上の介入レベル 〈参考〉 原子力災害対策指針の値	防護措置内容
OIL1 ( $500 \mu\text{Sv/h}$ )	数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL4 ( $\beta$ 線:40,000cpm) 〔 $\beta$ 線:13,000cpm 【1ヶ月後の数値】〕	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
OIL2 ( $20 \mu\text{Sv/h}$ )	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※ 参考として記載している原子力災害対策指針の値については、国においてIAEAが公表する導出過程等に基づき今後も検討するとされている。

### ③避難指示が発出される地域及び避難者人口

#### ●避難指示地域について

- 避難準備区域（UPZ）においては、国が緊急時の環境放射線モニタリングの結果等を基に避難が必要な区域を特定するとされている。
- 当該区域は、「防護措置の実施単位となる地域」を基に国が判断するとされている。
- この防護措置の実施単位となる地域は、地域コミュニティの維持を考慮したものとする。

#### ●避難者人口について

- 避難準備区域（UPZ）においては、まずは屋内退避が実施され、避難が必要な場合であっても、災害の状況や規模によって避難指示が出される区域は様々であるため、その際の避難者人口も変動することに留意する必要がある。

### ④避難先候補地の選定

- 避難先については、基本的に地域防災計画上複数設定するとされており、災害の種類や状況、規模及び風向きや避難方面のモニタリング結果等に応じて柔軟に選択ができるようにする。
- 福島第一原発事故では、放射線量の上昇が放射性物質の拡散方向に集中したことを踏まえ、拡散方向と異なる方向や柏崎刈羽原子力発電所から遠ざかる方向への避難を考慮する。
- あわせて災害状況等の変化に伴う避難区域及び避難者人口の変動を始め、避難ルートや避難先を変更する可能性等を総合的に勘案することで、予め複数の避難方面と受入市町村を最大限確保し、それを避難先候補地とする。
- 災害の状況等によっては、避難者を県内の避難施設で全て受け入れることも十分に想定できるため、避難に伴う避難者の負担軽減等の観点から、まずは、県内の避難施設を優先して活用する。
- 避難先候補地は、即時避難区域（PAZ）の避難先よりも近くに確保するが、県内で避難先が不足する場合に備え県外避難先も検討する。
- 避難先における避難施設は、事態の変化や要配慮者に対し迅速な対応が取れるよう、公共施設にとどまらず民間施設も調整する。
- 避難準備区域（UPZ）を含む市町村であっても、屋内退避計画地域（PPA）を含む場合は、当該地域も避難先として検討。



《 方面別避難先候補市町村一覧 》

避難先（受入）方面	避難先（受入）候補市町村
新潟・村上方面	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、関川村
魚沼・湯沢方面	魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
糸魚川・妙高方面	糸魚川市、妙高市
佐渡・粟島方面	佐渡市、粟島浦村

《以下の表についての留意事項》

- 実際に避難が必要な場合は、市町村単位で避難するわけではないが、以下の表は、確認しやすいように市町村毎に避難先候補をまとめている。
- 避難先については、災害の態様によっては県内だけでは避難施設の十分な確保が困難な場合に備えて、今後、近隣県への避難について調整。
- 避難経路については、迂回ルートも含めて引続き検討する。

【柏崎市の避難先候補市町村】

(H26.3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
柏崎市	国道 116、高速道路 国道 352、国道 402	新潟・村上 方面	村上市
			魚沼市
	国道 252、国道 291、 高速道路、国道 353、 国道 253、国道 17	魚沼・湯沢 方面	南魚沼市
			湯沢町
			津南町
	高速道路、 国道 8～国道 18 国道 352	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
妙高市			
		近隣県（要調整）※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【長岡市の避難先候補市町村】

(H26.3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先 (受入) 候補市町村	
		方面	市町村名
長岡市	高速道路、 国道 17～国道 8、 国道 116 国道 352～国道 403 国道 402	新潟・村上 方面	新潟市
			三条市
			新発田市
			五泉市
			阿賀野市
			加茂市
			田上町
	国道 351～国道 352、 国道 291、高速道路、 国道 17 国道 117～国道 253	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
津南町			
国道 351	長岡市栃尾地域*		

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

【出雲崎町の避難先候補市町村】

(H26.3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先 (受入) 候補市町村	
		方面	市町村名
出雲崎町	国道 402、国道 116、 国道 352～高速道路	新潟・村上 方面	関川村
	国道 352～国道 8～ 国道 17、高速道路	魚沼・湯沢 方面	南魚沼市
		近隣県 (要調整) *	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【燕市の避難先候補市町村】

(H26.3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
燕市	国道 116、県道 68～ 県道 29	新潟・村上 方面	弥彦村
	国道 289 県道 68～ 高速道路	魚沼・湯沢 方面	南魚沼市
	国道 116	燕市内*	
		近隣県(要調整)*	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

【見附市の避難先候補市町村】

(H26.3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
見附市	高速道路、国道 8	新潟・村上 方面	新発田市
			村上市
			胎内市
			聖籠町
	国道 290～国道 252、 国道 8～国道 17～ 国道 117～国道 405	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
	国道 8～国道 17 ～国道 117	魚沼・湯沢 方面	津南町
	近隣県(要調整)*		

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【小千谷市の避難先候補市町村】

(H26.3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
小千谷市	高速道路、国道 17 国道 117、国道 291	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
			津南町
	高速道路、 国道 17～国道 8 国道 351	新潟・村上 方面	五泉市
			阿賀野市
		近隣県(要調整)※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【十日町市の避難先候補市町村】

(H26.3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
十日町市	国道 353、国道 253、 国道 17、国道 117	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
			津南町
	国道 253、国道 403	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
	国道 253、国道 353		十日町市内※
		近隣県(要調整)※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

【上越市の避難先候補市町村】

(H26.3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
上越市	高速道路、国道8、 国道18	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
	国道253～国道17 国道405	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
			津南町
		近隣県(要調整)※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

#### (4) 即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）の避難に伴う交通誘導等の対応

##### ① 避難手段の確保

- 国や関係機関の協力を得て、自家用車以外の手段（バス、船舶等）も積極的に活用する。
- 自家用車で避難する場合は、渋滞を避けるための方法（乗り合い等）も考慮する。

##### ② 避難ルートの設定

- 避難先候補市町村を踏まえ、あらかじめ主な避難ルートを設定する。
- 避難ルートは、道路管理者等の関係機関と連携して設定する。

##### ③ 交通誘導體制の整備

避難を円滑・迅速に実施するために必要な交通誘導を行う体制を確保。

##### ④ 外国人、一時滞在者（観光客等）への対応

即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）内に居住、滞在する外国人、観光客等も円滑・迅速な避難が実施できる体制を整備。

##### ⑤ 警戒区域への立入制限措置

警戒区域が設定された場合に、当該警戒区域への立入を制限するに当たっては、避難のための交通誘導と併せて措置を講ずる。

##### ⑥ 避難住民への支援体制

###### (ア) 避難所及び救護所等の開設・運営等

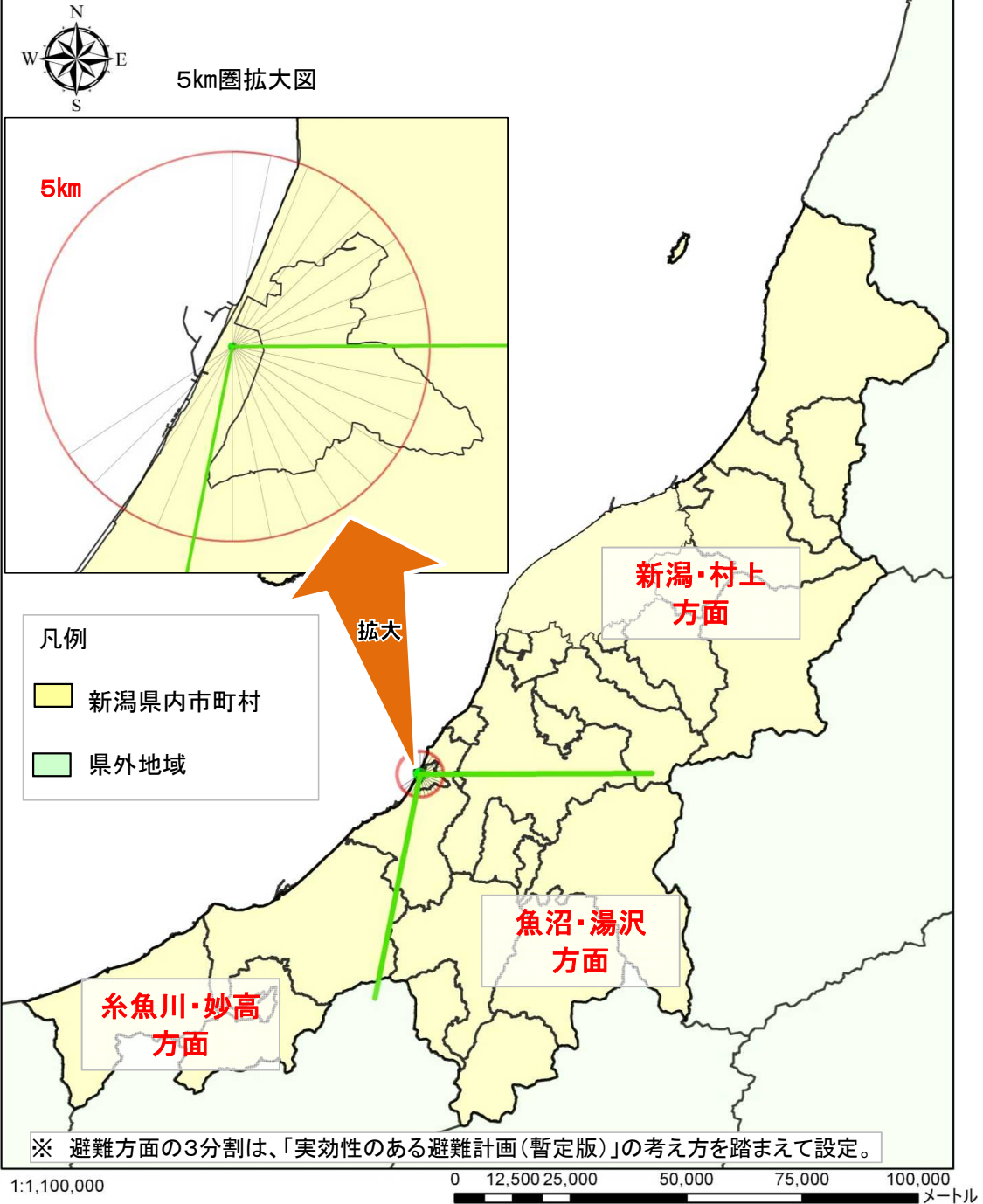
県及び避難市町村は、国や避難先（受入）市町村等と連携して、避難所等の開設・運営及び避難物資の確保を迅速・適切に実施。

###### (イ) 避難住民の情報共有

避難先に避難されている避難住民に係る正確な情報を早期に把握し、県及び避難市町村等と共有することが、避難後の対応において重要となる。

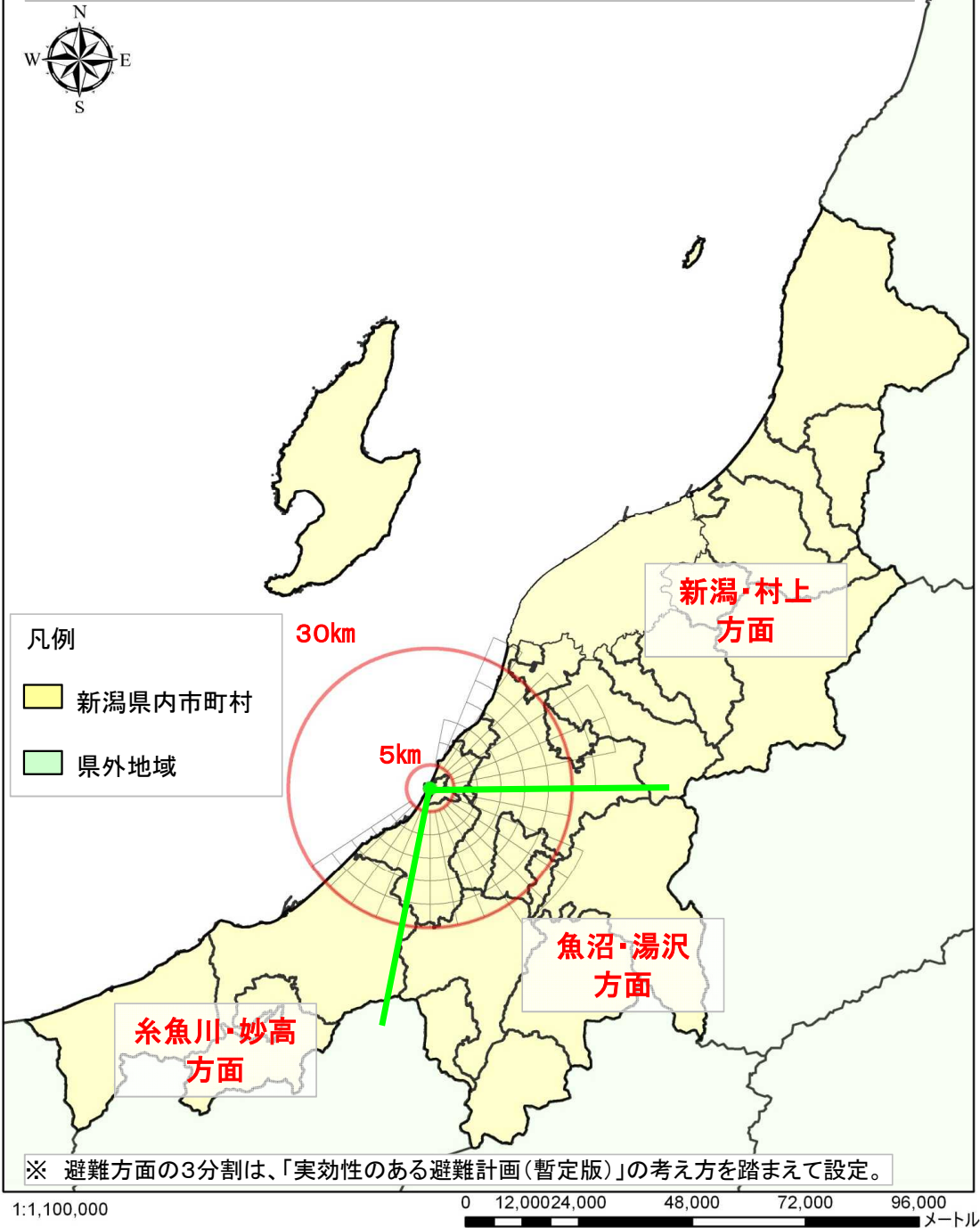
全面緊急事態における  
即時避難区域(PAZ)の避難

即時避難区域(PAZ)の目安となる5km圏  
及び避難先方面



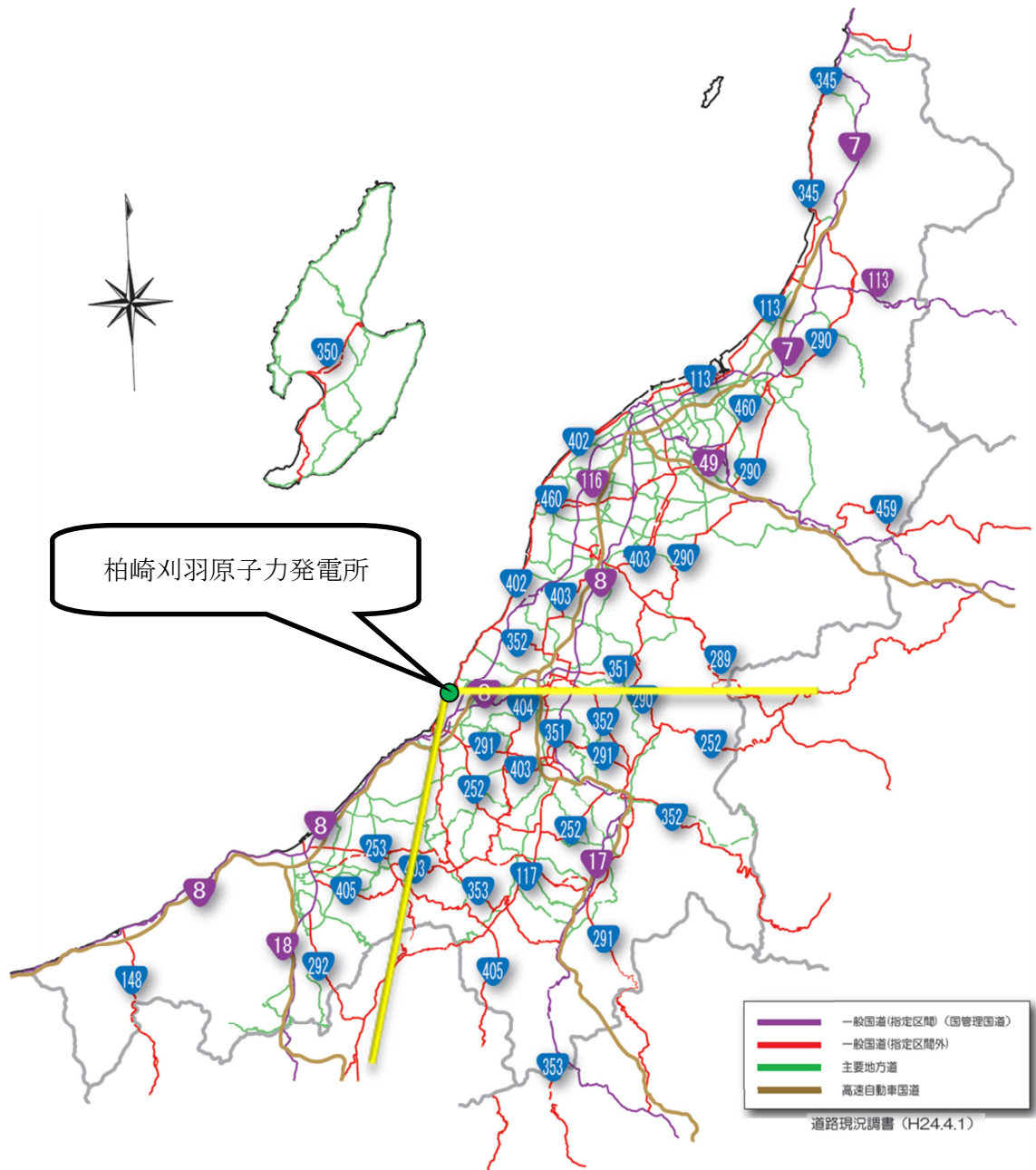
放射性物質の測定結果を基に必要に応じて特定の地域が避難する  
避難準備区域(UPZ)の避難

## 避難準備区域(UPZ)の目安となる30km圏 及び避難先方面





《参考》新潟県の主な道路網



※ 「新潟県の道路 2013 -NIIGATA ROAD NAVIGATION- (新潟県土木部道路建設課)」の地図に柏崎刈羽発電所及び県内を3分割する線を記載した

※ 原発を中心として、県内を3分割する黄色線は、「実効性のある避難計画(暫定版)」の考え方を踏まえて設定。

民間が所有するバスについて(営業所の所在地別)(H24.7.1時点)

事業所の所在地	輸送能力(人)		バス台数(台)		【参考】エリア内人口(人)		
		観光・高速のみ		観光・高速のみ	PAZ	UPZ	合計
県内全体	114,338	41,025	2,094	936	21,700	444,800	466,500
長岡市	12,042	2,339	193	47		260,900	260,900
新潟市	40,599	8,016	631	185			0
上越市	8,240	3,480	168	78		16,000	16,000
柏崎市	5,056	3,314	120	69	16,800	74,200	91,000
刈羽村					4,900	0	4,900
三条市	7,425	3,593	158	85			0
新発田市	3,969	1,527	77	35			0
小千谷市	2,852	1,354	59	29		38,800	38,800
加茂市							0
十日町市	1,028	489	16	9		7,400	7,400
見附市	453	453	11	11		42,200	42,200
村上市	2,903	1,566	54	34			0
燕市	1,710	1,654	44	42		400	400
糸魚川市	1,994	214	33	5			0
妙高市	1,772	723	34	15			0
五泉市	3,102	2,015	68	46			0
阿賀野市	3,303	1,735	62	39			0
佐渡市	5,544	2,368	103	51			0
魚沼市	2,354	706	49	20			0
南魚沼市	4,493	2,974	95	68			0
胎内市	1,420	772	32	22			0
聖籠町	252	252	9	9			0
弥彦村							0
田上町	620	620	15	15			
阿賀町	1,289	368	23	8			0
出雲崎町						4,900	4,900
湯沢町	774	442	18	12			0
津南町	1,144	51	22	2			0
関川村							0
粟島浦村							0

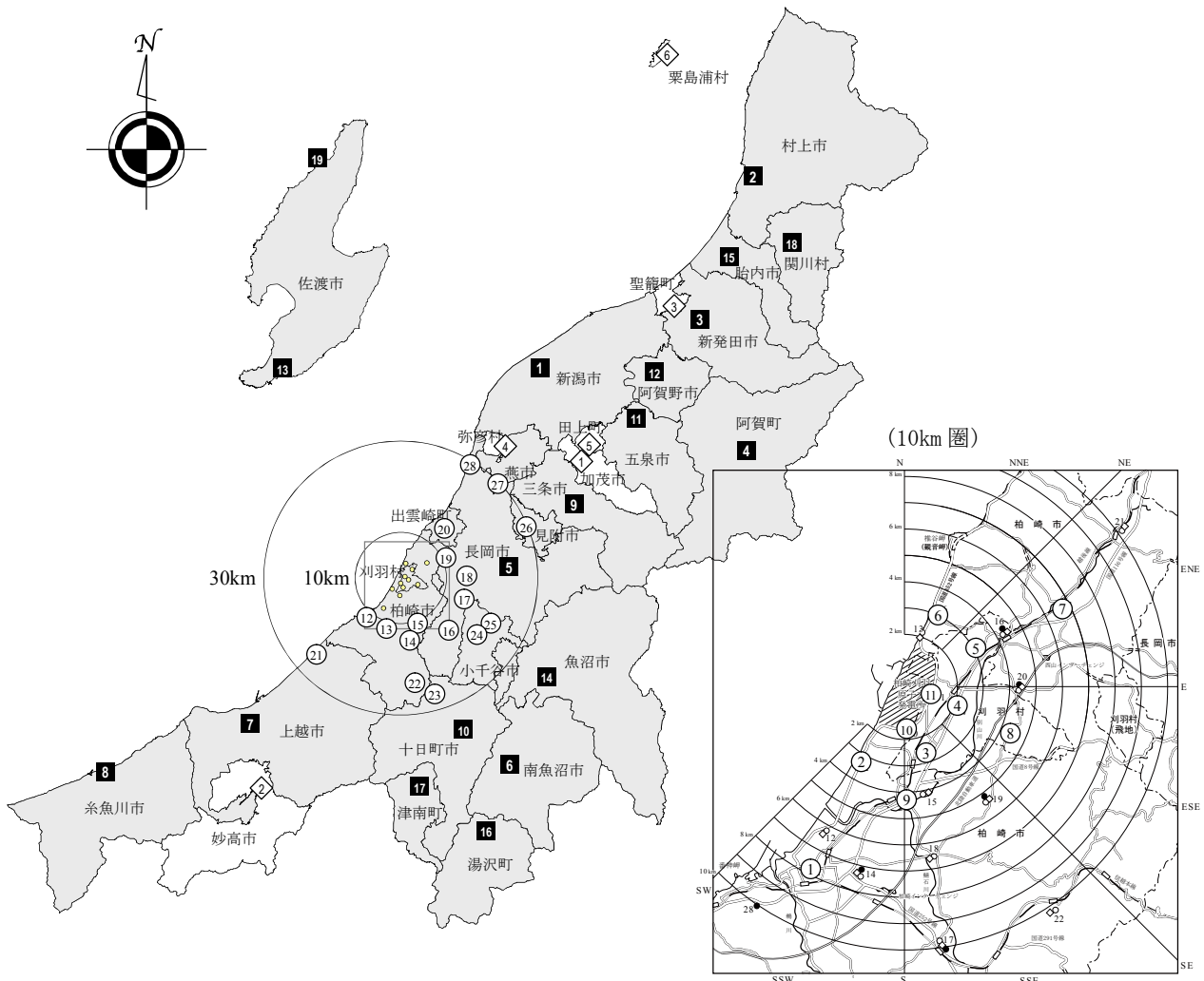
※ 出典:県内全市町村による調査結果(各市町村がバス・タクシー事業者へ保有状況を照会)

※ 上表の数値は、民間事業者のバス保有台数により算出したものであり、実際に避難で使用できる台数は稼働状況等による。

出典:「実効性のある避難計画(暫定版)」市町村による原子力安全対策に関する研究会

ただし、エリア人口は広域避難対策検討ワーキングチーム第2班(避難先の事前マッチング)調べ

# 放射線モニタリングポストの配備状況



No.	柏崎刈羽原発周辺環境放射線監視調査等	設置場所	No.	放射能水準調査、福島事故対応等	設置場所
○ 1	柏崎市街局	柏崎市	■ 1	放射線監視センター新潟分室	新潟市
○ 2	荒浜局	柏崎市	■ 2	村上地域振興局	村上市
○ 3	下高町局	刈羽村	■ 3	新発田地域振興局	新発田市
○ 4	刈羽局	刈羽村	■ 4	新潟地域振興局津川庁舎	阿賀町
○ 5	勝山局	刈羽村	■ 5	長岡地域振興局	長岡市
○ 6	宮川局	柏崎市	■ 6	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市
○ 7	西山局	柏崎市	■ 7	上越地域振興局健康福祉環境部	上越市
○ 8	赤田町方局	刈羽村	■ 8	糸魚川地域振興局	糸魚川市
○ 9	土合局	柏崎市	■ 9	三条市役所下田庁舎	三条市
○ 10	発電所南局	柏崎市	■ 10	十日町市役所	十日町市
○ 11	発電所北局	刈羽村	■ 11	五泉市役所	五泉市
○ 12	鯨波局 (鯨波コミセン)	柏崎市	■ 12	阿賀野市役所	阿賀野市
○ 13	新道局 (高田コミセン)	柏崎市	■ 13	佐渡市南佐渡消防署	佐渡市
○ 14	加納局 (中鯖石コミセン)	柏崎市	■ 14	魚沼市役所	魚沼市
○ 15	北条局 (北条中)	柏崎市	■ 15	胎内市役所	胎内市
○ 16	千谷沢局 (千谷沢交番跡地)	長岡市	■ 16	湯沢町役場	湯沢町
○ 17	越路局 (県道柏崎越路線)	長岡市	■ 17	津南町役場	津南町
○ 18	関原局 (歴史博物館)	長岡市	■ 18	関川村役場	関川村
○ 19	宮本局 (県道長岡西山線)	長岡市	■ 19	佐渡関岬	佐渡市
○ 20	出雲崎大門局 (出雲崎高校)	出雲崎町			
○ 21	柿崎局 (久比岐高校)	上越市			
○ 22	岡野町局 (柏崎市高柳町事務所)	柏崎市	No.	県可搬型モニタリングポスト	設置場所
○ 23	川西局 (克雪管理センター)	十日町市	◇ 1	加茂市役所	加茂市
○ 24	小千谷局 (建設機械車庫)	小千谷市	◇ 2	妙高市役所	妙高市
○ 25	妙見局 (県道小千谷長岡線)	長岡市	◇ 3	聖籠町役場	聖籠町
○ 26	見附市街局 (素材応用技術支援センター)	見附市	◇ 4	弥彦村役場	弥彦村
○ 27	分水局 (分水公民館)	燕市	◇ 5	田上町役場	田上町
○ 28	寺泊局 (コロニーにいがた白岩の里)	長岡市	◇ 6	粟島開発総合センター	粟島浦村

## 5 スクリーニングポイント（基本的な考え方）

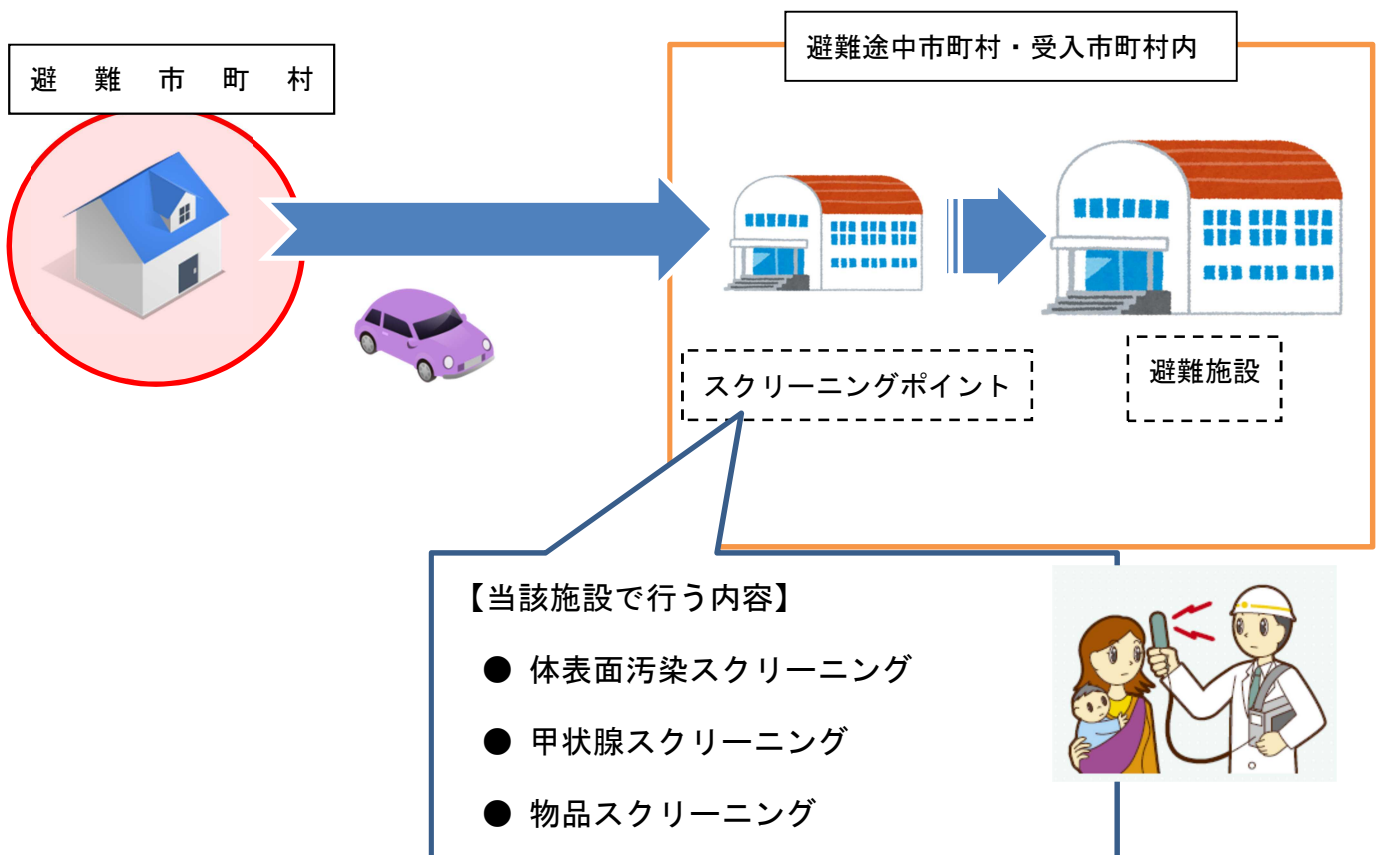
- ① 新潟県が主体となって、スクリーニングを実施。
- ② スクリーニングポイントは、避難準備区域（UPZ）外とする。
- ③ スクリーニング体制は、避難先及び避難経路を考慮する。
- ④ スクリーニングポイントは、避難準備区域（UPZ）外を所管する市町村が候補施設を選定し、県が決定。

### 《スクリーニングポイントとなる施設の選定の目安》

以下の点を考慮すること。

- 避難者は、土地勘のない市町村へ避難すること。
- スクリーニングポイントでは、ある程度の順番待ちが生じること。
- 悪天候でも実施できること。
- 避難者（車両）が多数来ること。

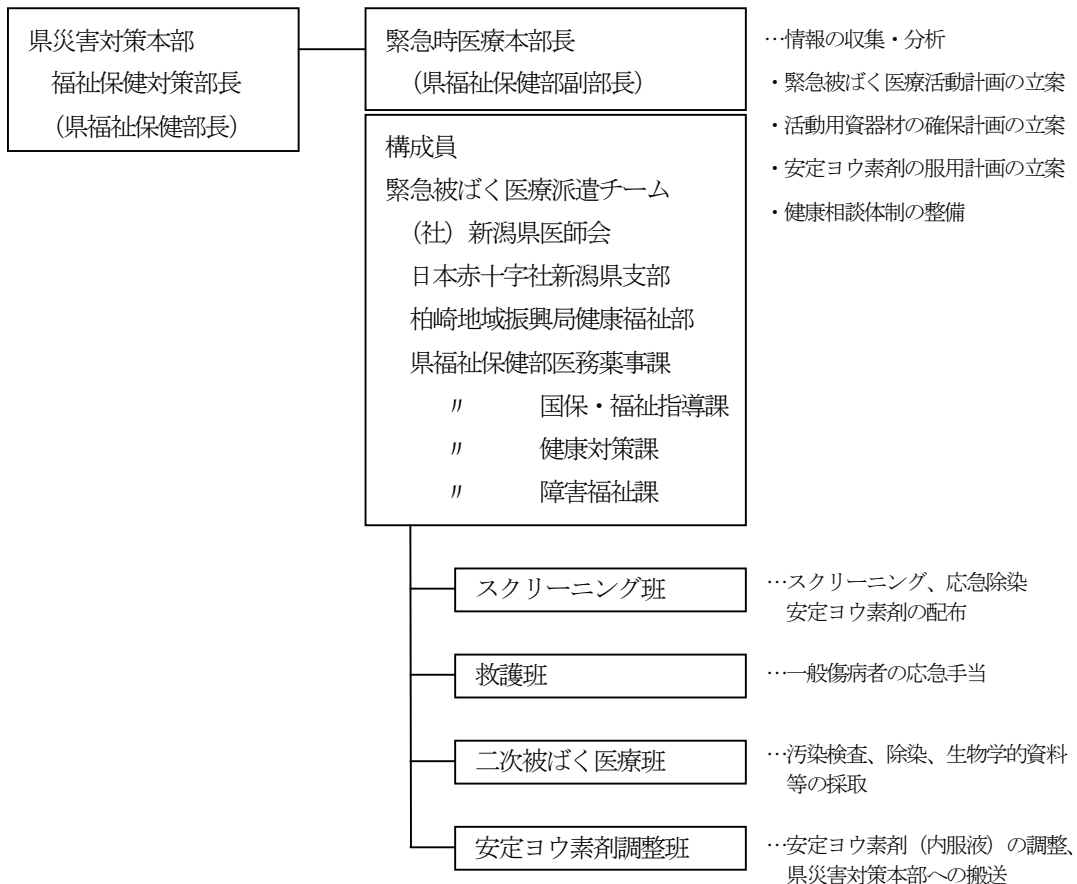
### < スクリーニングポイント（イメージ） >



※ 詳細は、今後、新潟県緊急被ばく医療マニュアルに記載

＜ 図 1 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）抜粋 ＞

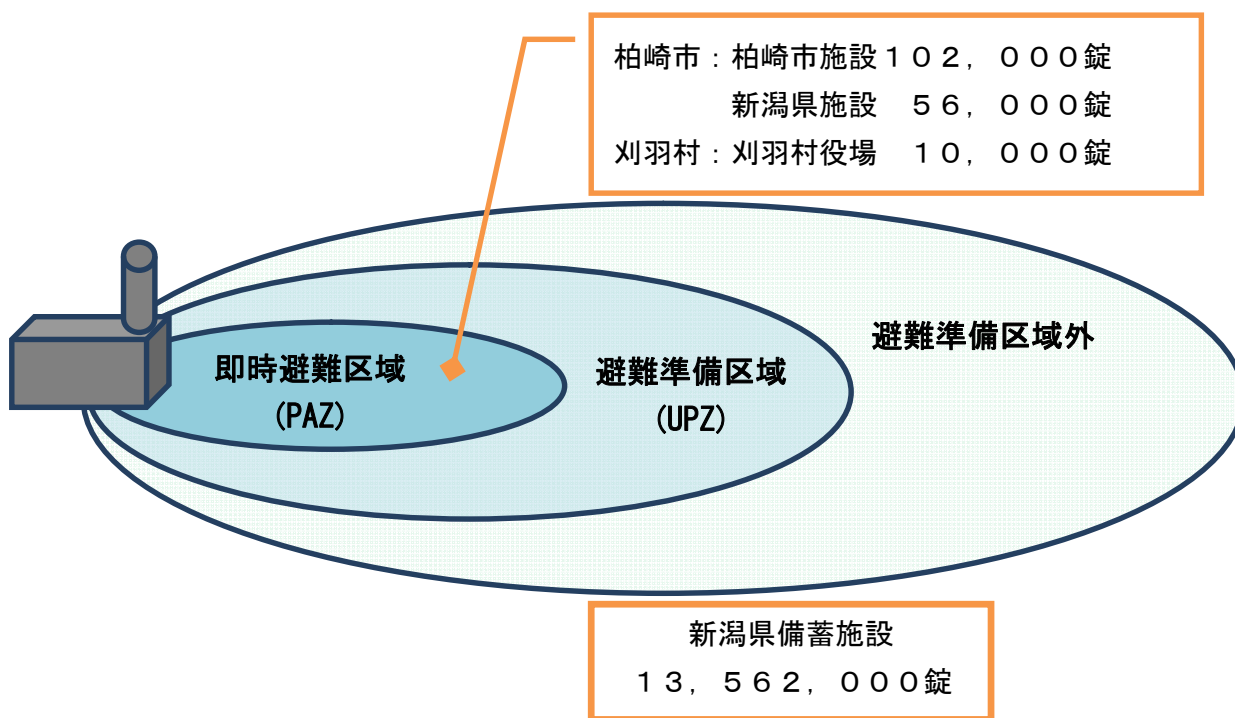
緊急時医療本部の組織、活動内容等



※ 詳細は、今後、新潟県緊急被ばく医療マニュアルに記載

## 6 安定ヨウ素剤の配備

< H25. 4. 1時点の配備状況 >

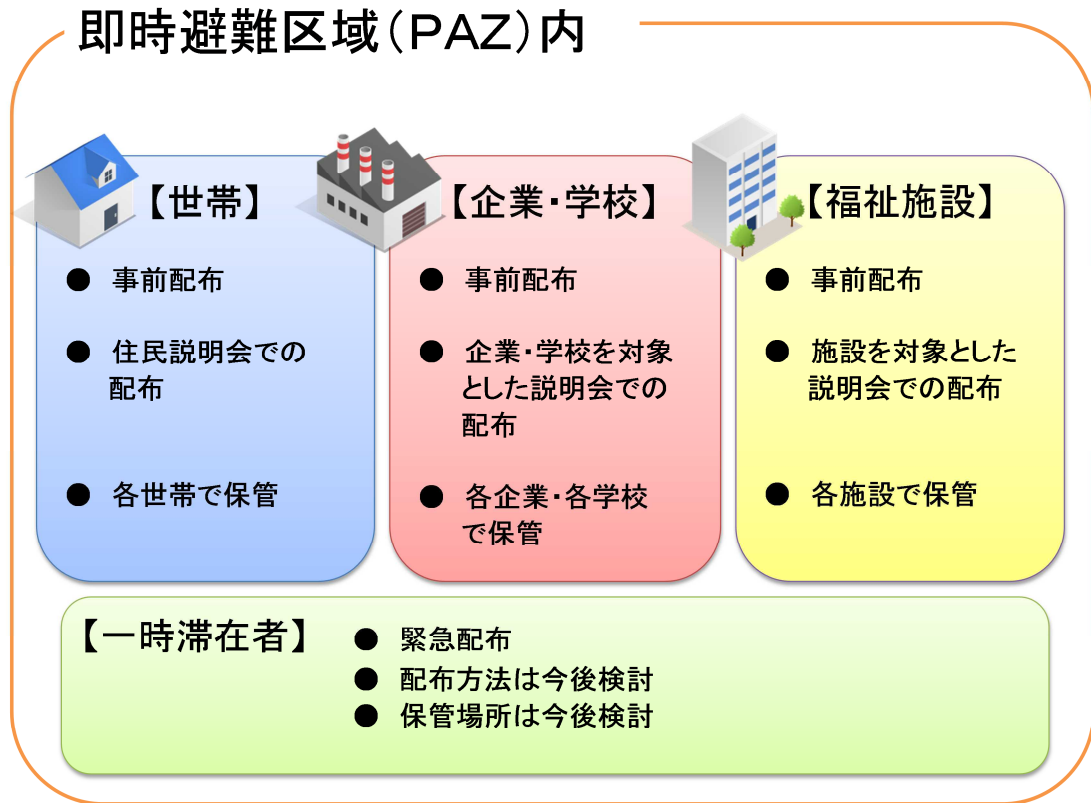


※ 錠剤の他にも粉末、シロップ等を県施設等に配備している。

### ● ポイント

- ◇ 県は、平成24年度に購入した安定ヨウ素剤を即時避難区域（PAZ）外の施設に保管。
  - ◇ 県は、現在新潟県備蓄施設に保管する安定ヨウ素剤から必要数を平成25年度に分散配備。
  - ◇ 県は、さらに平成25年度に即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）内の40歳以上の住民分を追加配備。
- ※ 避難準備区域（UPZ）外への安定ヨウ素剤の配備について、今後も国に要請する。
- ※ 詳細は、今後、新潟県緊急被ばく医療マニュアルに記載

《 即時避難区域（PAZ）における今後の配備予定 》



**● ポイント**

即時避難区域（PAZ）内の対応

- ◇ 即時避難区域（PAZ）内の居住者は、事前配布が原則。
- ◇ 居住者の他、滞在する者が特定できる会社員等も事前配布が原則。
- ◇ 滞在者のうち特定できない者（一時滞在者）は、緊急時に配布。

※ 避難準備区域（UPZ）以遠については、即時避難区域（PAZ）の検討結果を踏まえて、今後検討を進める。

※ 詳細は、今後、新潟県緊急被ばく医療マニュアルに記載



## 7 要配慮者避難の体制

- ① 県は、施設入所者の避難が必要になった場合は、要配慮者施設の団体・協会及び市町村と協力して、要配慮者の避難先等を調整する。
- ② 即時避難することが困難な場合は、放射線防護機能を有するコンクリート建屋等の施設に屋内退避する。
- ③ 在宅要介護者等その他の要配慮者の避難については、引き続き検討する。

〈即時避難区域(PAZ)内に立地する入所型福祉施設〉

所在	種類	名称	定員数(人)	備考		
柏崎市	老人保健施設	特養	にしかりの里	70	建物の放射線防護対策を実施中	
		特養	なごみ荘	80		
		有老	はなことば柏崎	32		
		グループ	ふれあいの家	18		
		多機能	さわやか苑	25		
		多機能	ジャパンケア	32		
	障害福祉施設		風の丘ホーム	5		
			ここ・はうす まきはら	5		
			さざなみ学園	45		
			松波の里	50		
			松風の里	50		
			なぎさホーム	4		
			風SUNホーム	6		
			こすもす荘	11		
			あらはまホーム	5		
			米山荘	4		
	柏崎市計			442		
	刈羽村	老人保健施設	多機能	ももの木	15	短期入所最大9名
			グループ	ももの舎	12	
刈羽村計			27			
即時避難区域(PAZ)内合計			469			

〈即時避難区域(PAZ)内に立地する通所型福祉施設〉

柏崎市	老人保健施設	シヨート	愛の里にしやま	45
		シヨート	ケアセンター久松	40
柏崎市計			85	
刈羽村	老人保健施設	デイサービス	きらら	20
	障害福祉施設		ゆめ福祉会	20
刈羽村計			40	
即時避難区域(PAZ)合計			125	

注) 即時避難区域(PAZ)内に病院はない。

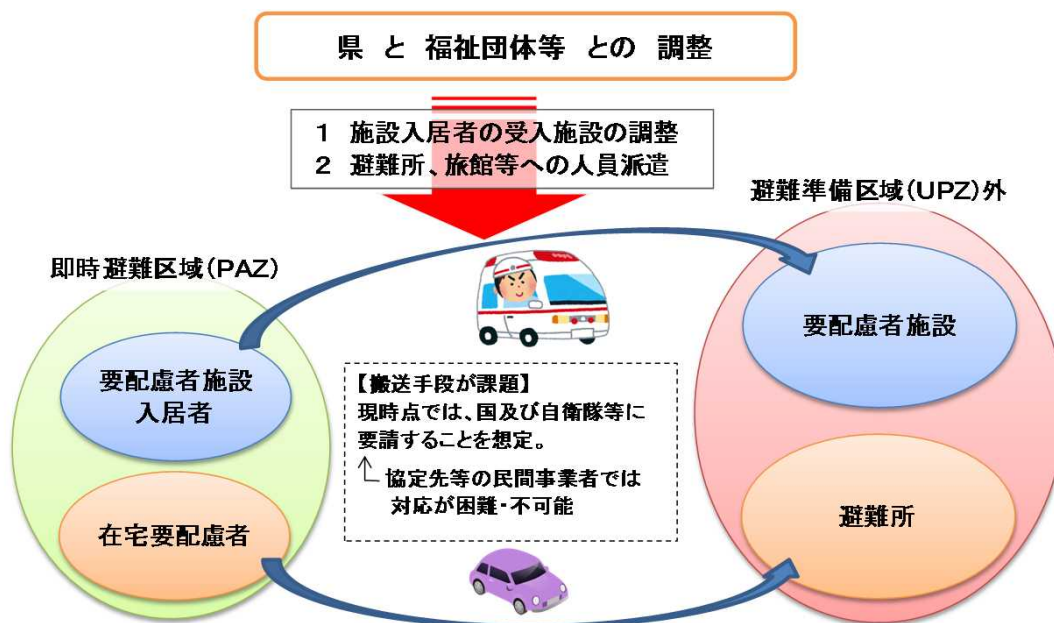
出典：広域避難検討ワーキングチーム第9班(災害時要援護者等)調べ

※ 避難準備区域(UPZ)以遠については、即時避難区域(PAZ)の結果を踏まえて今後検討を進める

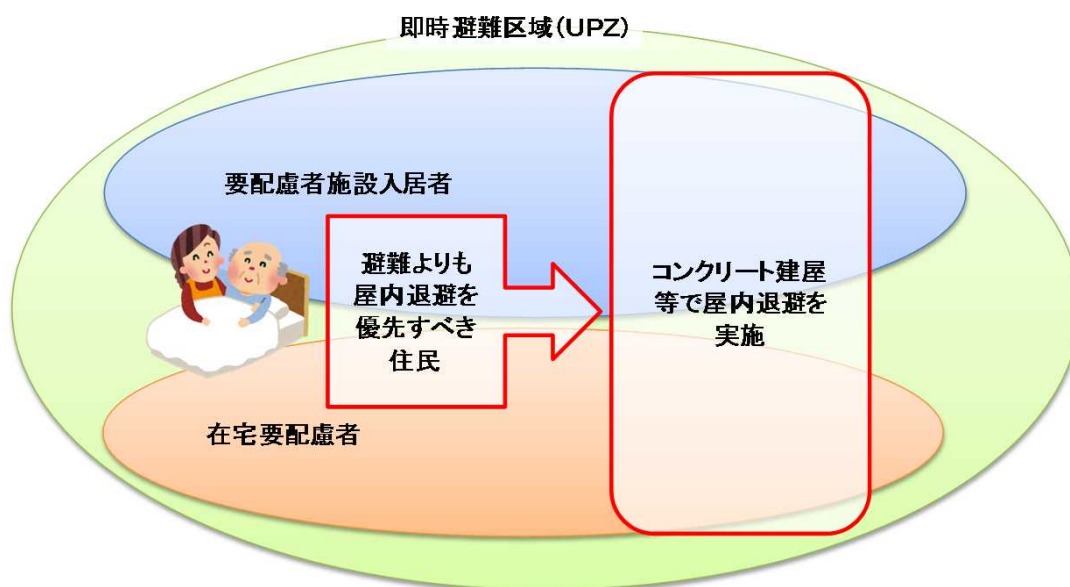


## 要配慮者の避難について

### 避難のスキーム



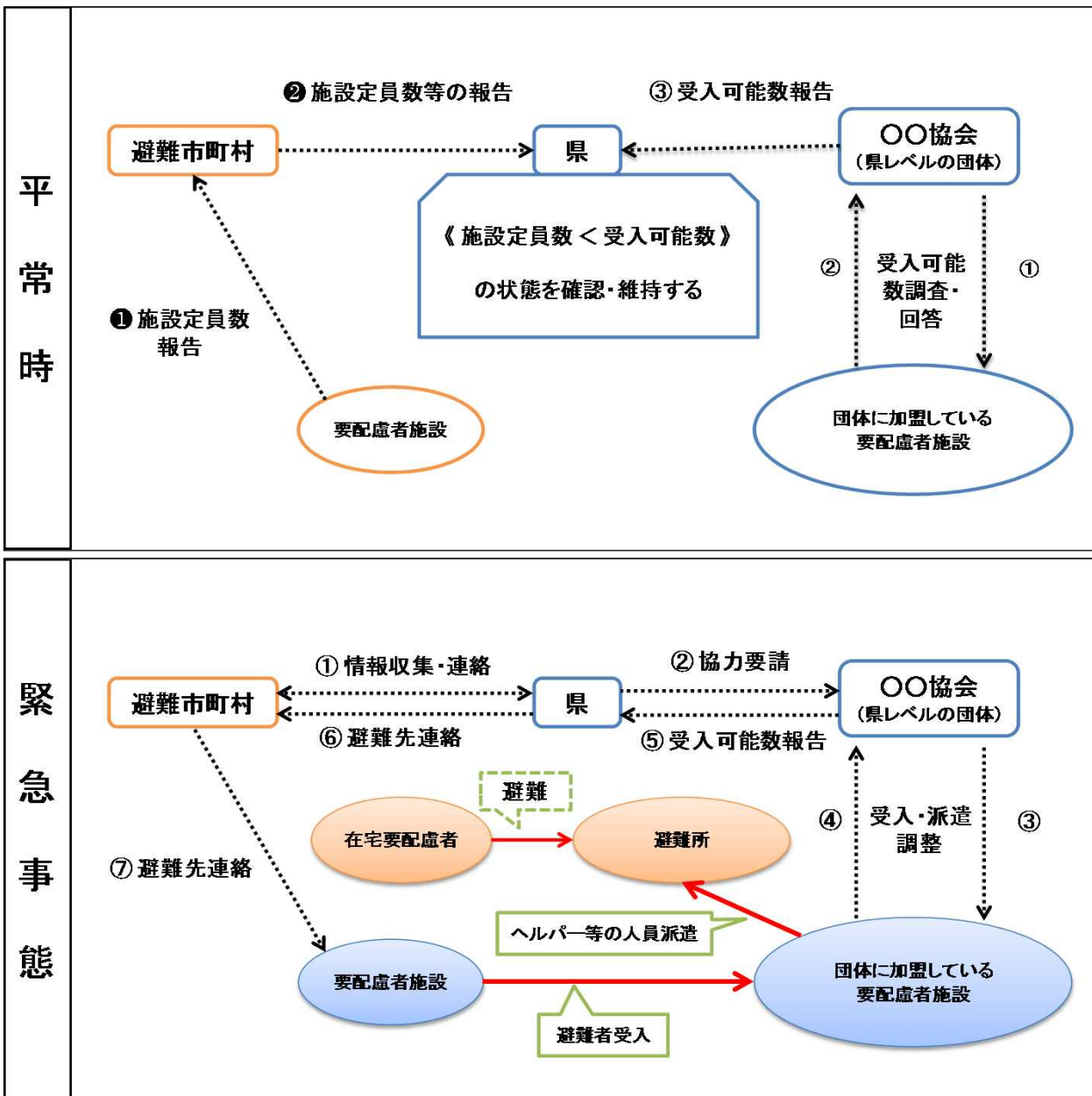
### 屋内退避のスキーム



### ● ポイント

- ◇ 県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、要配慮者の避難先を調整する。
- ◇ 避難が可能な要配慮者は、国や自衛隊等の協力を得て、避難先に搬送。
- ◇ 避難が極めて困難な要配慮者は、屋内退避を優先し、できる限りコンクリート建屋等の効果の高い建物内に退避する。
- ◇ 在宅要配慮者の避難は、各市町村が策定する要配慮者避難支援計画に基づき実施。

県と福祉団体等の協力・調整のイメージ図



点線：避難先等の調整

実線：人の移動

● ポイント

- ◇ 平常時において、県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、対象地域内の要配慮者が避難できる施設を確認する。
- ◇ 緊急事態において、県は、福祉団体等と協力して避難先及び介助要員を確保する。また、県は、避難先となる施設を市町村に連絡する。
- ◇ 県と福祉施設団体は、災害等の緊急事態において上図のように要配慮者の避難先を調整。
- ◇ 上図のような体制となるような協定を関係団体と締結している市町村もある。



原子力災害に備えた  
新潟県広域避難の行動指針  
(Ver. 1 H26. 3 月)

担当課：新潟県防災局原子力安全対策課

〒950-8570

TEL：025-282-1695 (直通)

FAX：025-285-2975

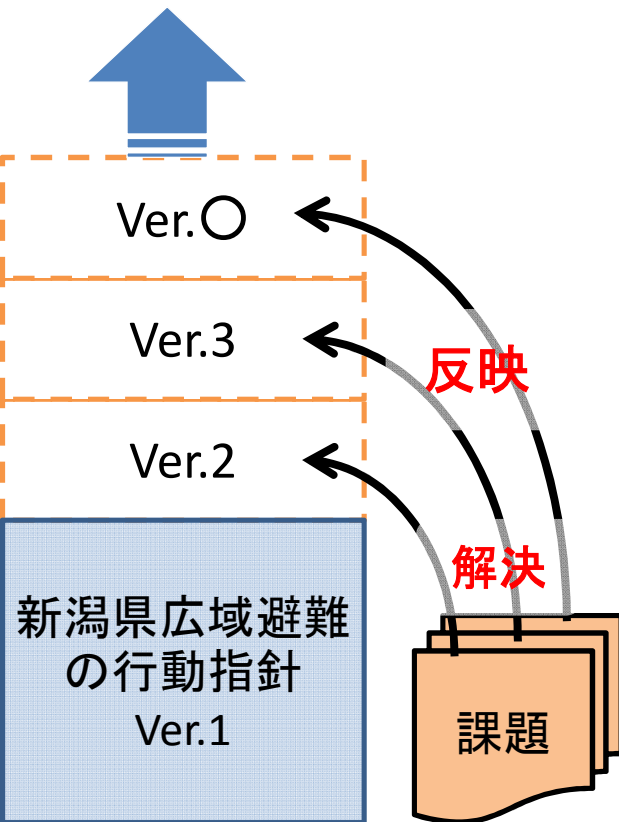
# 原子力災害に備えた 新潟県広域避難の行動指針(概要)

## 【新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)のポイント】

- 平成24年8月改訂の県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、市町村、関係機関と広域避難をめぐる諸課題について検討の上、作成
  - ～ 主な内容 ～
  - 防護対策の基本スキーム(事態の進展に合わせた防護措置)の在り方
  - 原子力災害対策重点区域市町村の避難先の考え方・避難先市町村(候補)
  - 要配慮者の避難調整の仕組み 等

## 【課題】

- 今後、課題に対する対応がされ次第、新潟県広域避難の行動指針をバージョンアップ(左図)
- ～ 主な課題 ～
- 災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法の見直し等も視野に入れた複合災害時の組織体制(指揮命令系統含む)の構築
- 緊急時における安定ヨウ素剤の配布、服用のための薬事法等の見直し
- 民間事業者、防災業務関係者等のための労働関係法令の整備 等



(イメージ)

# 原子力災害に備えた 新潟県広域避難の行動指針（Ver.1）策定時の課題 （平成26年3月）

## I これまでに国へ要望した課題

- |   | 行動指針の該当ページ              |
|---|-------------------------|
| <b>1 住民等への情報伝達・発信</b>   |                         |
| ① 事故情報等の伝達・発信・・・・・・・・・・・・・・・・   | 3 - 1、3 - 2             |
| 国、事業者、関係機関から正しい内容がダイレクトに伝達される体制や、迅速に公表ができる仕組みの構築                                    |                         |
| ② 避難指示情報等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・  | 3 - 2                   |
| 住民等に対する避難指示や事故状況等が広域的かつ迅速・確実に伝達される仕組みや手法の確立   |                         |
| ③ SPEEDIの在り方・・・・・・・・・・・・・・・・  | 3 - 1、4 - 1             |
| SPEEDIによる放射性物質の拡散予測について、住民避難等の防護対策への活用方法、住民への情報提供の方法                                |                         |
| <b>2 広域避難等の調整</b>   |                         |
| ① 広域避難等の調整の仕組み・・・・・・・・  | 4 - 1、5 - 1、7 - 1       |
| 広域避難に備え、避難先、避難ルート、避難手段等の調整や、多数の避難者の食料・物資の調達等についての国・自治体の役割の明確化                       |                         |
| ② 避難指示、交通規制等の考え方・・・・・・・・  | 4 - 1・10、5 - 1、7 - 1    |
| 原子力災害時の避難指示系統等の在り方、高速道路やJR等の交通規制や誘導の考え方の明確化   |                         |
| ③ 住民避難への対応・・・・・・・・  | 2 - 1、4 - 1、5 - 1、7 - 1 |
| 被ばくリスクを考慮した避難手段、業務従事者等の確保   |                         |
| <b>3 複合災害時の組織体制の構築</b>  |                         |
| ① 複合災害に対応する組織体制の構築・・・・・・・・  | 2 - 2                   |
| 原子力災害や自然災害の対策本部が複数立ち上がり、指揮系統が錯綜し、混乱するおそれがあるため、災対法や原災法の見直し等も視野に入れた対応方針の決定手順や、組織体制の構築 |                         |
| ② オフサイトセンター機能の在り方・・・・・・・・   | 3 - 1                   |
| 合同対策協議会等の役割や、その参集範囲の明確化   |                         |



#### 4 安定ヨウ素剤の配付、服用等

① 安定ヨウ素剤の配付、服用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 - 2

迅速な服用のため、各家庭、学校、事業所等への事前配付が必要なため、現行の法制度見直し。さらに、事前の問診体制の整備など、住民の安心のための体制の整備

② 安定ヨウ素剤に係る指揮系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 - 2

誰からどのような方法で、どこの自治体に連絡があるのか、さらに避難住民に対し、どの時点でどのような方法で指示するのか等、指揮系統の構築

③ 安定ヨウ素剤の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 - 2

副作用発生時の国の責任や補償スキームの明確化

#### 5 屋内退避等の状況下での災害対応・・・・・・・・・・・・ 4 - 1、5 - 1、7 - 1

屋内退避等が必要な状況における民間事業者（道路復旧業務従事者、看護師等）、防災関係機関（自衛隊員等）、自治体職員等の対応について、労働法制等の見直しを含め考え方の明確化。併せて、指揮、責任、賠償等に係る法制度の整備

#### 6 避難困難者への対応

① 福祉施設、病院等の防護対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 - 5 , 4 - 10

施設入所者、入院患者等は迅速な避難が困難なため、福祉施設、病院等の放射線防護措置の充実

② 屋内退避施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 - 4、2 - 5、4 - 1 ~

複合災害時等、健常者でも避難が困難となることが想定されるため、堅固な屋内退避施設（シェルター）の整備の考え方の明確化

③ 物資供給等の支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 - 4、2 - 5、4 - 1 ~

食糧をはじめとする物資供給や施設環境の整備など、避難困難者を支援する体制の整備

#### 7 防護対策に要する財源措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 全般

① 災害対応に当たる民間事業者等向けの防災資機材や住民向けの防護マスク（PAZ用）、簡易マスク（UPZ・PPA用）等の整備

② 広域に及ぶ複数施設間の通信回線を含む通信情報伝達システムの整備やモニタリングポストの広域的なきめ細かい配置

③ 被ばく医療機関設備の充実や防護機能を有する搬送車両の整備

## 8 O I L の基準値

① O I L の基準値の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 - 4、2 - 5

② O I L に基づく避難の手順・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 - 4、2 - 5

### II 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会で検討されている課題

① フィルターベントの運用と避難計画の整合性・ 2 - 1、4 - 1、6 - 1

② プルーム通過時の希ガスによる放射線の影響・ 2 - 1、4 - 1、6 - 1

### III 今後市町村、関係機関とさらに検討が必要な課題

① 避難住民の搬送手段・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 - 1、4 - 1、7 - 1

② 電力事業者の詳細なE A L 設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 - 2

③ 電波不感地帯の対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 - 1

④ 避難時のルート・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 - 1

⑤ 車両のスクリーニングの実施主体・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 - 1

⑥ 除染の実施場所や使用した水等の処理等の考え方・・・・・・・・ 5 - 1

⑦ 事前配布した安定ヨウ素剤の期限切れや転居時の回収・・・・・・・・ 6 - 1

⑧ 避難準備区域 ( UPZ ) 外住民の安定ヨウ素剤服用の検討・・・・・・・・ 6 - 1

⑨ 避難困難者を支援する体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 - 3

⑩ 要支援者の避難後の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 - 3



## 新潟県広域避難検討ワーキングチームの主な検討項目について（H27. 8. 10 時点）

WT	当面の目標
情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急時の連絡先手段を調整</li> <li>②住民への効果的な伝達方法</li> </ul>
マッチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>①受入施設となりうる国立施設や旅館・ホテルの活用について関係機関と調整</li> <li>②豪雪時等の避難の考え方を検討</li> <li>③近隣県との県外避難について調整</li> </ul>
避難ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村への主な使用道路と組み合わせ例の提示</li> <li>②上記①について、関係者と打合せ</li> </ul>
避難手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>①バス、船舶、鉄道の災害時の体制について検討</li> <li>②バス、船舶、鉄道の利用について、各事業者と協力いただける内容について検討</li> </ul>
屋内退避の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>①屋内退避後に備蓄が不足した際の対応について検討</li> </ul>
スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国のマニュアルを踏まえて、地点や実施体制等について検討</li> </ul>
避難者受入れ対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難経由所の役割を明確化し、運用の考え方を決める。</li> <li>②避難所受け受入に関する必要な支援について、市町村間での調整から支援が必要とされた課題等を解決</li> </ul>
要配慮者の避難体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>①PAZの福祉施設のマッチング完了 →UPZの避難方法について検討</li> <li>②避難計画作成ガイドラインの骨子作成</li> </ul>
物資の搬送	<ul style="list-style-type: none"> <li>①上記「屋内退避の在り方」の検討結果を踏まえて、物資の供給体制を検討</li> </ul>